

令和元年 11 月 11 日

ICTセミナー②

マイナポータルとe-Tax

近畿税理士会
情報化対策部

目 次

1. デジタル社会の実現に向けた各種政府方針……………	1
2. デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度……………	18
(1). 安全・安心なデジタル社会の基盤となるマイナンバーカード……………	22
(2). デジタルガバメントの基盤となるマイナポータル……………	31
3. 税務手続等の簡素化……………	39
最後に……………	63

令和元年度ICTセミナー ～マイナポータルとe-Tax～

2019年11月11日

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
番号制度推進室

内閣府大臣官房番号制度担当室

企画官 浅岡孝充

1. デジタル社会の実現に向けた各種政府方針

IT戦略（世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）の全体像

基本的考え方

IT戦略（世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）

（令和元年6月7日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）

国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現

Society 5.0時代に
ふさわしいデジタル化の条件

- ✓ **国民の利便性**を飛躍的に向上させ、**国・地方・民間の効率化**を徹底
- ✓ **データを新たな資源として活用**し、全ての国民が**不安なくデジタル化の恩恵**を享受

重点取組①

世界を牽引する先駆的取組の、**社会実装プロジェクト**

- 5Gと次世代信号・自動運転との連携による「**先駆的社會インフラ網**」の整備 公共
- あらゆる担い手のための「**スマート農林水産業**」の実現 農林水産業

- 全国民のQOL向上のための「**健康・医療・福祉分野のデータ活用**」 健康・医療・福祉
- 港湾の生産性革命を実現する「**サイバーポート**」 物流

重点取組②

国民生活で便益を実感できる、**データ利活用**

- 「IT政策大綱」の実施：G20後の国際データ流通環境
- 「情報銀行、トラストサービス」等の信頼性向上のルール整備
- 「自動運転×MaaS」「国土交通データPF」等、官民データ連携

＜地方と密接連携を要する取組＞

- 「ローカル5G」による地域密着型の産業活性化
- 「テレワーク&シェアリング」等、デジタルデフォルトの柔軟な働き方

重点取組③

我が国社会全体を通じた、**デジタル・ガバメント**

- システム連携のためのAPI整備等、「デジタル手続法」の円滑施行
- 政府情報システムにおける「予算・調達の一元化」
- 健康保険証利用等、「マイナンバーカード」の普及、利活用の推進等

＜地方と密接連携を要する取組＞

- 「自治体ピッチ」によるAI等を活用したシステム等の共同利用の促進
- 「運転免許システムの合理化・高度化」による国民負担の軽減等

重点取組④

社会基盤の整備

5G 等
インフラ再構築

基盤技術
AI、セキュリティ対策

スタートアップ、
オープンイノベーション

人材育成

デジタル
格差対策

背景・課題

- 行政手続の電子化にとどまらず、多種多様なデータの連携やオープンAPIにより自由にデータ流通が可能な基盤を構築し、行政手続の自動化や行政活動そのものをデジタル化し、サービスの質の向上と効率化を図る。

- 個人・法人に係る行政手続の負担
- 個別の省庁でシステムやコスト管理がバラバラ
- 技術の進展に合わせた、行政機関の改革は未だ道半ば

目指す社会

各種行政サービスのデジタル化の推進

これまでの旗艦プロジェクトによる手続のワンストップにとどまらず、官民の情報が連携することによる手続の自動化、効率化を図る。

政府横断的な情報システム管理

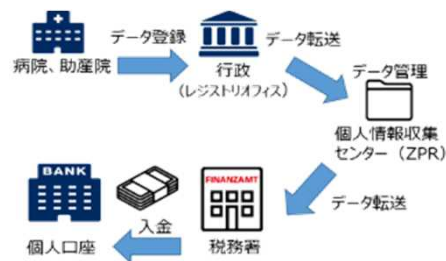
政府のデジタル・インフラについて、関連する予算の一元的な管理や政府横断的なプロジェクト管理を行う

国・地方での新たな技術・サービスの活用

行政のサービスの質の向上、効率化に向けて、自ら積極的に新たな技術・サービスを取り入れ、業務改革を推進

先進事例

家族手当の自動支給（オーストリア）



- 出生と同時に必要なデータが登録
- 以後の家族手当の手続は支給も含めて自動で完了
- 煩わしい手続から解放

Hometaxを利用した年末精算サービス（韓国）



- 控除申告に必要な情報はデータ化され集積
- データ連携によって書類/手入力の手続から解放（申告書自動作成、提出オンライン化）

※ Hometax：税務手続支援システム

デジタル・マーケットプレイス（英国）

Digital Marketplace

Find technology or people for digital projects in the public sector

Find an individual specialist

eg a developer or user researcher

Find a team to provide an outcome

eg a banking system or accessibility audit

Find user research participants

eg people from a specific user group to test your service

Find a user research lab

eg a room to conduct research sessions

Find cloud hosting, software and support

eg content delivery networks or accounting software

Buy physical data centre space

eg access to mission critical data centres

Sell services

View Digital Outcomes and

Specialists opportunities

Become a supplier

See Digital Marketplace roles

figures

- 公共セクター向けICTサービス調達時のポータルを整備
- サービスだけでなく技術者、クラウド、データセンタの調達も可能
- 地方自治体も登録されたサービスにアクセス可能

今後の取組

1. 個人・法人関係手続の自動化・ワンストップ化

(1) 個人向け手続

- ・官民の様々な子育て手続を自動化
- ・旗艦プロジェクトの更なる推進
(引越し、死亡・相続、介護、自動車)

(2) 法人向け手続

①ワンストップサービスの実現

- ・法人設立手続、企業が行う従業員の社保・税手続
- ・登記変更(法人住所、役員変更等)手続ワンストップ

②税・社会保険手続の電子化・自動化

- ・データ連係による年末調整・確定申告手続の自動化
- ・クラウドを活用した新しいシステムによる提出の自動化

2. 政府横断的な予算・プロジェクト管理

- ・政府のデジタル・インフラの整備・運用に関する予算の一元化やサービス視点の業務改革を意識したプロジェクト管理の実施
- ・機動的かつ効率的な情報システム整備のための複数事業者との技術的対話を可能とする調達・契約方法の実現

3. マイナンバーカードの普及・利活用の推進

- ・マイナンバーカードで様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤であるマイキープラットフォームを活用した、自治体ポイント（※マイナポイント）の実施に向けた環境整備
- ・2020年度からの健康保険証との一体化の実現に向けた環境整備
- ・スマートフォン等を通じた行政手続等を実現するマイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載に向けた検討。

4. 国・地方の行政機関のDX（デジタル・トランスフォーメーション）

- ・オンライン原則・添付書面撤廃、及びAPI連携を原則とした行政サービスの100%デジタル化を推進。
- ・各省庁における業務改革(BPR)、AI・RPA等の活用を推進する制度整備
- ・行政機関におけるクラウドサービスの安全性評価制度の確立、来年秋からの運用。地方自治体でのパブリッククラウド活用に向けた環境整備
- ・地方自治体向けのデジタルサービスやアプリケーションを集約した「マーケットプレイス」の整備

I. Society5.0の実現 スマート公表サービス③ 事業環境改善

成長戦略フォローアップ
(令和元年6月21日 閣議決定)

背景・課題

日本の事業環境は国際的に見劣り

(先進国36か国中25位)

行政手続の簡素化、オンライン化が命題

目指す社会

事業を取り巻く行政手続等の改革により、世界で一番企業が活動しやすい国を実現。

世界銀行ビジネス環境ランキング(2018年10月)

順位	国名	日本の分野別ランキング	
1	ニュージーランド	法人設立	30 位
2	デンマーク	建設許可	22 位
3	韓国	電力	11 位
4	ノルウェー	不動産登記	24 位
⋮		信用供与	25 位
		投資家保護	22 位
		納税	34 位
		輸出入	31 位
		契約執行	25 位
		破綻処理	1 位
25	日本		

2020年度に
OECD3位
以内を目指す



先進事例

【諸外国の事例】



シンガポール【全体: 2 位】

- ・2013年から裁判手続のIT化を実現
- ・オンライン紛争解決(ODR)への取組
- ・建築申請等、各種行政手続をオンライン/ワンストップ化
- ・15才以上の国民全員に、全ての電子行政サービスで利用できるIDを割当



韓国【全体: 5 位 (OECD: 3 位)】

- ・法人設立システムStart-Biz
- ・銀行や各行政手続をオンライン化
- ・裁判手続等のIT化 (電子保管、電子訴訟、ポータルで情報提供)

【国内民間サービスの取組】



弥生

- ・行政手続書類の作成支援
- ・いつでも、どこからでも、簡単に
- ・新創業融資申請の事業計画書を簡単操作で自動作成



- ・ペーパーレスな人事・労務事務
- ・行政への手続も1クリックで完了

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイント（※マイナポイント）の実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

全体スケジュール

(マイナンバーカード交付枚数 (想定))

2020年 7 月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年 3 月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年 3 月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年 3 月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続	
2020年 8 月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始	
2021年 3 月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の 6 割程度での導入を目指す	
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始	
2022年 3 月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の 9 割程度での導入を目指す	
2023年 3 月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す	

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

	対象者	令和元年度		令和2年度
		10月		
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子(世帯主)	事業実施 (2019年10月～2020年3月末)		
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済手段を用いて支払いを行う消費者等	事業実施 (2019年10月～2020年6月末)		
マイナポイント※1を活用した消費活性化策	マイナンバーカードを取得し、マイキーID※2を設定した者 (要件の詳細は今後検討)			ポイント還元終了後 事業実施 (一定期間)

※1 マイナポイント:マイキーIDにより管理するポイント

※2 マイキーID:本人からの申請により付与されるIDで、マイナンバーとは別のID。広く行政サービスや民間サービスで利用可能。

令和元年6月21日
閣議決定

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイント（※マイナポイント）をキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイント（※マイナポイント）を使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント（※マイナポイント）の発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

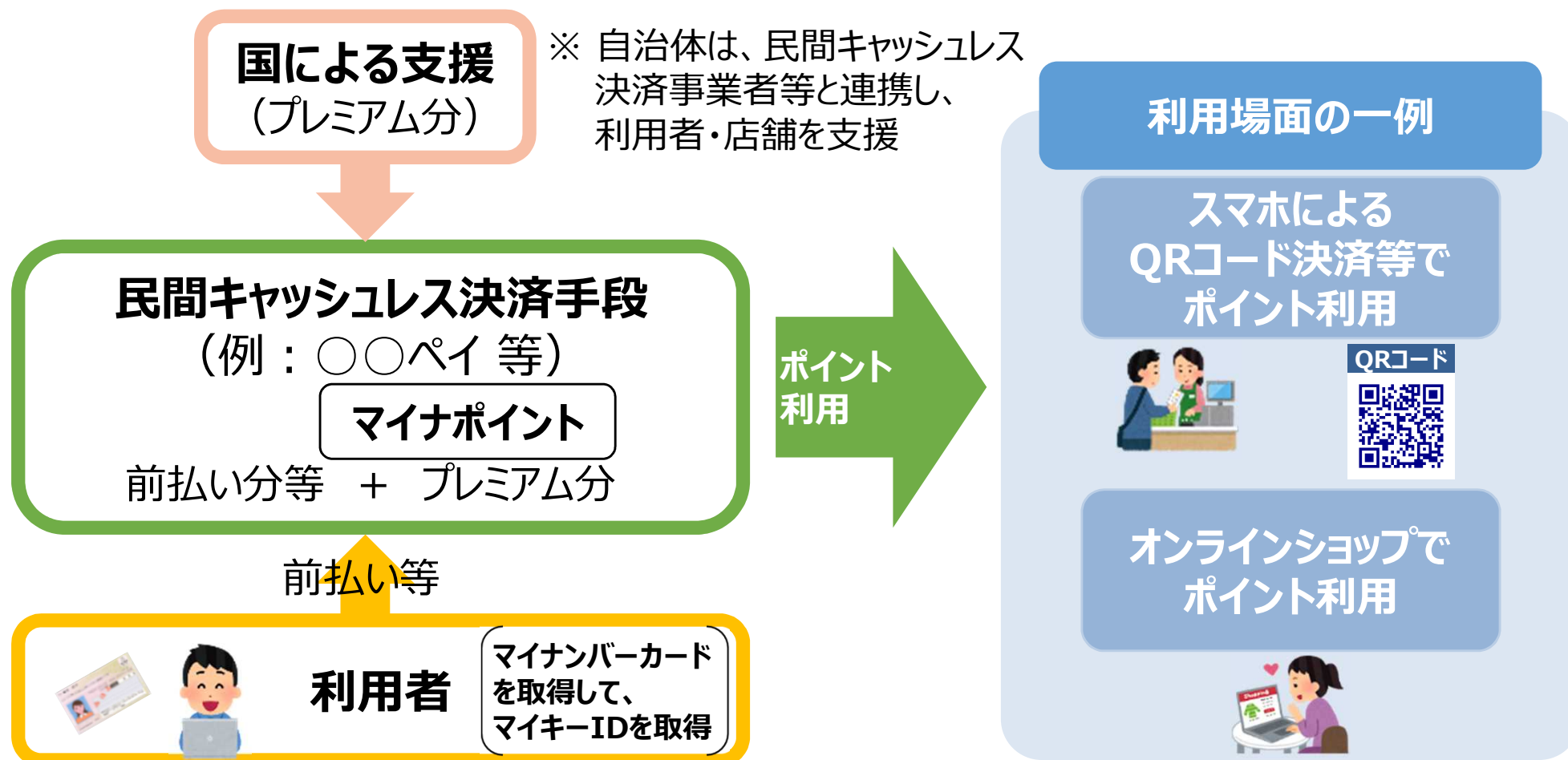
1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

（略）マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキープラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について（検討の方向性）

- 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与。

仕組みのイメージ



マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）関連規定

健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

※医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により下記規定が新設

※国民健康保険法等各種医療保険関係法律においても同種の規定が追加。

（定義）

第三条（略）

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等…から療養を受けようとする者…が、保険者に対し、個人番号カード…に記録された利用者証明用電子証明書…を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等…に提供し、当該保険医療機関等…から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

（療養の給付）

第六十三条（略）

3 第一項の給付を受けようとする者は、…病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法…により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受ける者とする。

【参考：被保険者番号の告知要求制限に関する規定】

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 11

マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）概要

○ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の2020年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。

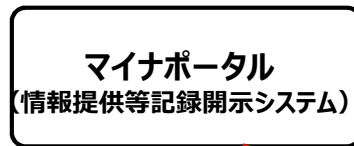
○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

①マイナポータルにアクセス

②オンライン資格確認の利用に同意



③自己情報表示で
被保険者番号を要求

情報提供NWS

総務省

④被保険者番号を要求

支払基金・国保中央会（国保連）

医療保険者
中間サーバー

⑤被保険者番号を提供

⑥被保険者番号を取得

⑦被保険者番号・利用者証明用電子証明書（シリアル）を登録

II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

マイナンバーカード※ ※暗証番号ではなく顔認証

i 医療機関等に提示

保険医療機関

ii 資格情報※を照会
(利用者証明用電子証明書or被保険者番号)

iii 資格情報※を取得

支払基金・国保中央会（国保連）

オンライン資格確認等
システム

※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、
資格取得・喪失日 等

改正の背景

- デジタル化に伴う公的個人認証(電子証明書)の利用範囲拡大を見据え、利用方法の多様化が必要
- マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定
 - 医療機関窓口では、多様な疾患を持つ患者の本人確認を円滑に行うことが必要



利用者証明用電子証明書

発行番号 R2222

発行年月日 〇年〇月〇日

有効期間 〇年〇月〇日

発行者 機構

利用者証明用
公開鍵

- ・4情報なし
- ・マイナポータルログイン等
- ・利用に4桁の暗証番号

署名用電子証明書

氏名 露 太郎

生年月日 〇年〇月〇日

性別 男

住所 東京都千代田区露ヶ関2-1-2

発行番号 S1111

発行年月日 〇年〇月〇日

有効期間 〇年〇月〇日

発行者 機構



署名用公開鍵

- ・4情報あり
- ・電子申告(eTax)等
- ・利用に6～16桁の暗証番号

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入

公的個人認証法の一部改正

- 特定利用者証明検証者の認可制度の創設
 - ・総務大臣による事前認可・変更認可(認可及び認可取消しの基準)
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の授受
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の適切管理義務・目的外利用の禁止、秘密保持義務
 - ・総務大臣による報告徴収

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日

全業所管官庁等を通じた計画的な取組について

- マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業等において必要な手続が円滑に進むよう検討を行うため、令和元年7月31日に「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」(局長級会議)及び「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議幹事会」(課長級会議)を設置。
- 今後、概ね下記のスケジュールを念頭に、業所管官庁毎に工程表を作成し、全業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用について要請を行うとともに、説明会を開催すること等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。全業所管官庁等の取組についてはアンケート調査等による定期的なフォローアップを実施。
- 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)を踏まえた各種施策の推進に当たり、上記の機会を積極的に活用。
- 主要経済団体等についても同様の取組を行う。

2019年度（令和元年度）			2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度～ （令和5年度～）
7～9月	10～12月	1～3月				
7月 局長級会議・課長級会議 設置	9月頃 局長級会議・課長級会議	年内 要請の実施	3月頃 局長級会議・課長級会議	3月頃 局長級会議・課長級会議	3月頃 局長級会議・課長級会議	進捗状況等に応じた対応
		左のフォローアップ	普及状況のフォローアップ	普及状況のフォローアップ	普及状況のフォローアップ	
		3月頃 局長級会議・課長級会議	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイント（※マイナポイント）の活用

- （1）制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- （2）環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- （1）医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- （2）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- （3）企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- （1）全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- （2）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- （3）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- （4）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- （5）取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- （6）電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。15

①マイナンバーカード等を活用した求職活動等の総合的な支援

○ ハローワークカードのマイナンバーカードによる代替【2022年度以降】

- ・ 希望者がマイナンバーカード1枚を提示するだけで、継続的な職業相談・職業紹介サービスの利用を可能に

○ 「求職者マイページ」を通じたオンラインサービスの充実【2020年1月より順次】

- ・ 「求職者マイページ」を新設し、ハローワークカードの表示、ハローワークの職業紹介・職業訓練受講の履歴確認、マイナポータルとの連携など利用者がオンラインで利用できるサービスを充実

○ 「マイナポータル」の「お知らせ機能」等による情報発信の充実【2020年度予算要求、2021年度から順次実施】

- ・ マイナポータルで、利用者が確認できる情報、行政からお知らせするサービスを充実

○ 雇用保険の業務フローの抜本的見直し【2019年度検討】

- ・ 受給資格者証をマイナンバーカードで代替すること等の検討

②人生100年時代に対応したキャリア形成の支援

○ 公的資格等のマイナンバーカードとの連携【2022年度～】

- ・ 安全衛生関係資格情報（免許、技能講習）のマイナポータルとの連携
- ・ 技能士台帳を管理するためのデータベースを構築
- ・ 各分野の情報システムとのAPI連携（建設キャリアアップシステム等）

○ 長期にわたる職業生活の総合的なサポートの実現【2022年度～】

- ・ 職務経歴、学習・訓練歴、キャリアプラン等の情報をマイナンバーカードで管理（ジョブ・カードのデジタル化）
- ・ 民間職業紹介事業者と連携し、学生・求職者への普及を促進

③ハローワーク業務のBPRの推進

○ 雇用保険の業務フローの抜本的見直し（一部再掲）【2019年度中に検討、2021年度予算要求等順次実施】

- ・ 各種帳票、受給資格者・企業等に求めている紙ベースの申請・届出書類について代替・廃止等を検討

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」 における学校教育関係施策

学校等におけるマイナンバーカードの申請勧奨・一体的手続き

- 学校等において、生徒等に対して、社会科等において、情報化、社会保障、個人情報保護等の理解とあわせ、マイナンバー制度を取り上げるなどにより、マイナンバーカードの周知を図る。

大学等におけるマイナンバーカードの活用等による事務等のデジタル化の推進 (デジタル・キャンパス構想)

直近の取組

- 活用のメリットを大学関係者に周知
- 活用に必要となる国立大学の経費の支援策を検討
- 活用の効果等について検証する国立大学のモデル実証事業を検討
- このモデル実証事業とあわせ駅窓口でマイナンバーカードを活用した学生情報の確認、通学定期券の購入を可能とする仕組みを検討

今後の取組

- 実証事業において、カード導入による事務効率化等の効果を確認し、各大学に周知、活用を促進
- 随時、国立大学の職員証や学生証に係るマイナンバーカードの活用状況について調査
- 国立大学の第4期(2022～)の組織・業務見直し通知(2020年頃予定)において、事務効率化による経営力強化を提示

マイナンバーカードの教員免許管理への活用

- マイナンバーカードの公的個人認証を活用した教員免許管理の効率化の推進

2. デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度

マイナンバー制度の導入趣旨

マイナンバー制度は、より公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、安全・安心なデジタル社会の基盤として、国民の利便性向上や行政の効率化に資するもの。

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

「マイナンバー制度」の3つの仕組み

マイナンバー : 社会保障や税の事務で利用する識別子
≡行政の「顧客番号」

- ・超長期で情報管理が必要な情報
- ・機関を超えて情報連携が必要な情報
- ・情報管理は機関ごとに分散管理

マイナンバーカード : 確実な本人確認による安全・安心な
デジタル社会の基盤

- ・対面でも、非対面でも、官でも、民でも
- ・データ利活用社会実現のキモ

マイナポータル : 国・地方、民間のオンラインサービスを
つなぐデジタルガバメントの基盤

- ・オンライン申請、行政からのお知らせ
- ・自己情報の活用

1. マイナンバーの付番・利用

H27年10月～国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番
H28年1月～税・社会保障・災害分野の106項目の事務で利用開始
(例) 確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等

2. マイナンバーによる情報連携

住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)の省略
・ H29年11月～ 約850手続 ⇒ H30年10月～ 約1,200手続
・ H31年4月以降、年金関係の約1,000手続を順次運用開始

3. マイナンバーカード

H28年1月～交付開始
R元年10月20日時点 1,810万枚交付(全住民に占める割合 14.2%)
⇒ デジタル・ガバメント閣僚会議(R元.6.4)において、
「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定

4. マイナポータル

H29年11月 本格運用開始
(自己情報・情報提供等記録表示、サービス検索・電子申請機能など)

5. マイナンバー制度の拡充

- ・ デジタル手続法(国外転出者に対するマイナンバーカード利用、罹災証明書交付事務等のマイナンバー利用事務の追加)
- ・ 戸籍法の一部改正(戸籍制度とマイナンバー制度の連携)
- ・ 所得税法等の一部改正(証券保管振替機構のマイナンバー利用)

（１）安全・安心なデジタル社会の基盤となる マイナンバーカード

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和元年9月1日時点	632	9,669万人
令和元年度末見込み	711	10,116万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和元年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和元年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(4~9月)
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	928,921
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577	12,132
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	709,586
税	46,253	87,051	175,996	255,328	186,649
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234	115,059
附票	2,951	5,714	11,869	17,575	10,178
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	1,962,525



導入のメリット

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約54,000店舗で交付を受けられる

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

カードの
券面記載事項

表



電子的な本人確認

✓インターネット等により、

どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、

海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には

A I その他の様々な先端技術の活用を実現

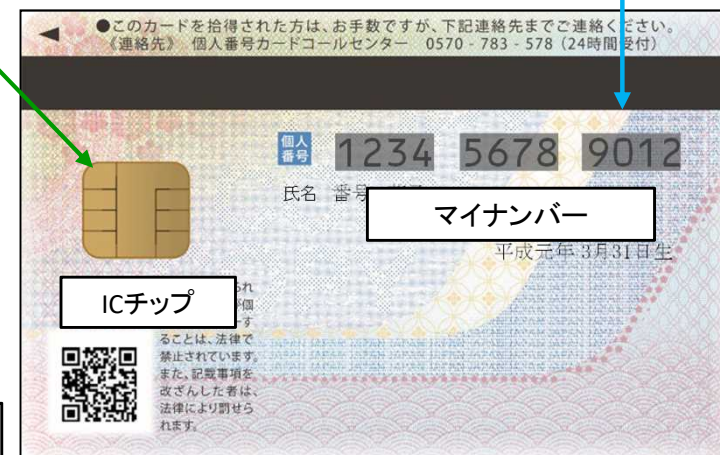
<例> 窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➡ Society 5.0時代の必須ツール

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に



裏

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

＜参考＞ ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日:公布の日から5年以内で政令で定める日

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要

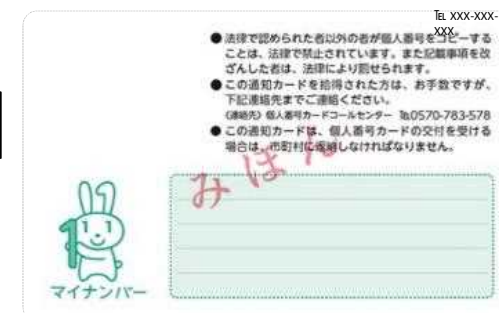
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

表



裏



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用(経過措置)

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日

公的個人認証サービス 民間利用事例① 住宅ローン契約手続を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

＜従来の住宅ローンの契約の方法＞

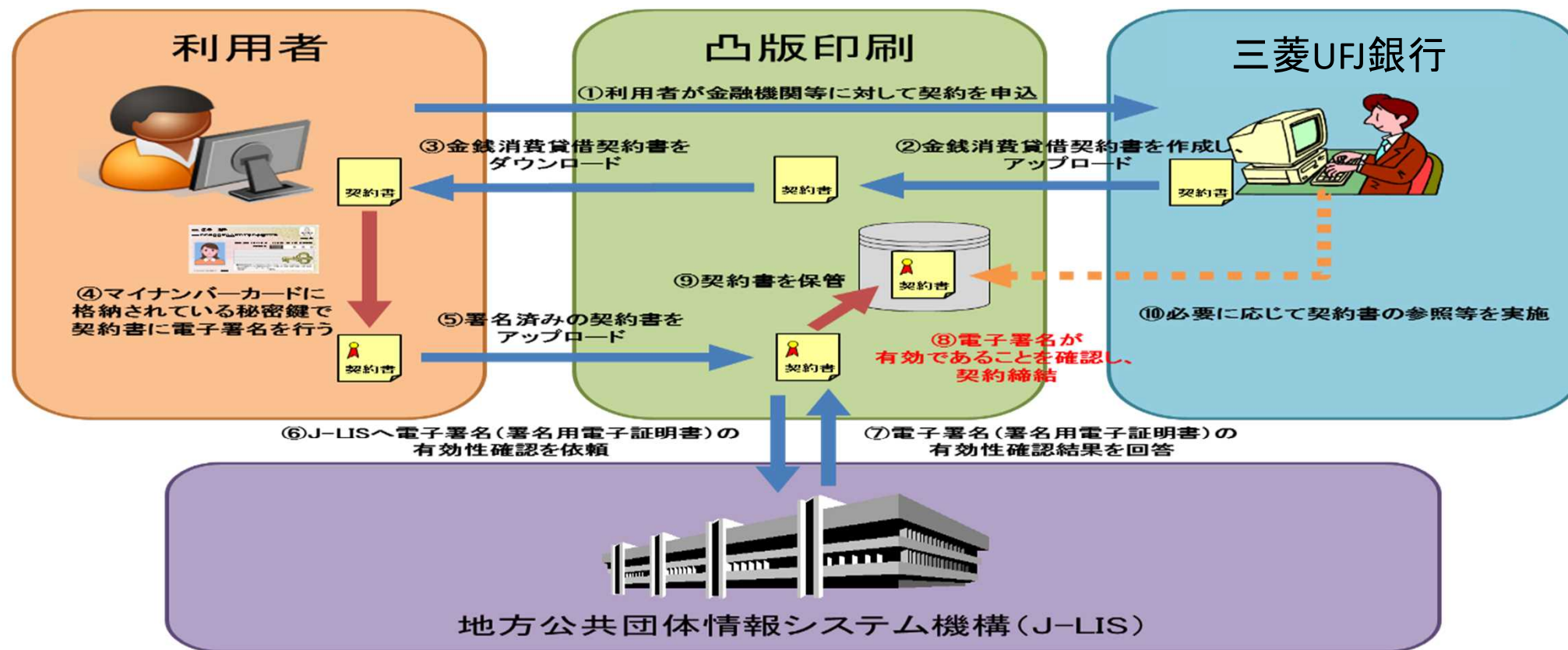
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

＜公的個人認証サービスの利用＞

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

＜サービス開始日＞ 2017年4月下旬



公的個人認証サービス 民間利用事例② 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

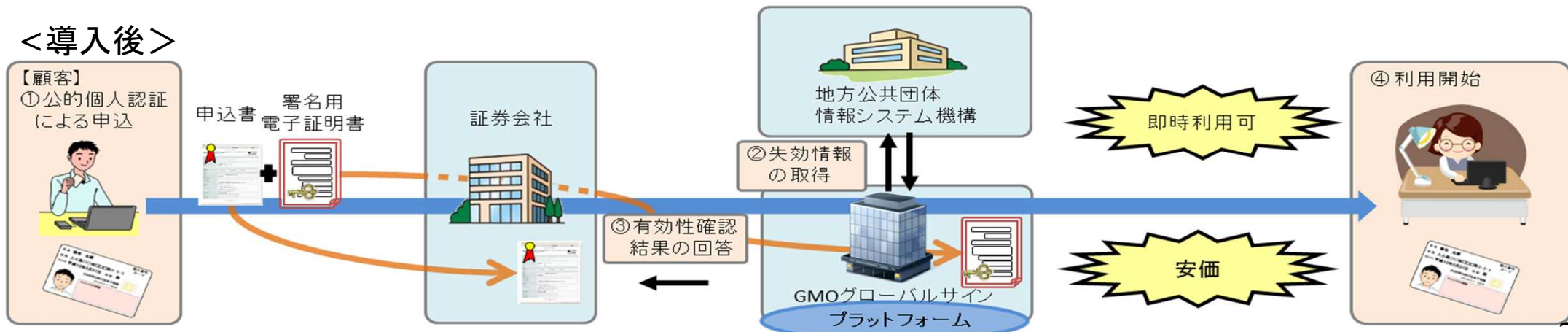
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（抜粋）

II. 1. (2). ④ デジタル技術による本人確認手段等の確保

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用するためには、**当該個人が確実に本人であることを証明**でき、及び**サービス提供側がこれを確認できる「本人確認手段」が必須**となる。

我が国では、平成14年12月の公的個人認証法の制定により、厳格な本人確認手続を経て発行され、住民基本台帳に紐付いて失効管理される**高度な「本人確認手段」である公的個人認証（電子証明書）**を、全国どこに住んでいる人に対しても**低廉な費用で提供することができる環境**が整っている。特に、平成28年1月以降は、従来行政機関に限定されていた公的個人認証（電子証明書）を活用したサービス提供が**民間機関でも可能**となり、また、従来の電子署名用途（署名用電子証明書）に加え、電子認証用途（利用者証明用電子証明書）も発行されるなど、**我が国の安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として、その機能を拡充**してきている。

現在、公的個人認証（電子証明書）が搭載されるマイナンバーカードの交付枚数は約1,703万枚であり、人口に対する交付枚数率は約13.3%となっている（令和元年5月31日時点）。その本人確認手段としての利用範囲は、行政分野のほか、**金融機関をはじめ住民に身近な民間サービスにまで拡大**している。令和元年5月1日現在、公的個人認証（電子証明書）を活用してサービスを提供する民間事業者として、12社が総務大臣認定を受けている。

施策集 [No.5－8] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- ・金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、**マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要**。
- ・このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、**公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進**。
- ・これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における**事務の効率化、利用者利便の向上を目指す**。

KPI（進捗）：マイナンバーカードを活用する金融機関数

KPI（効果）：未設定（本施策の拡大状況を踏まえ、別途設定）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（抜粋）

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

（1）マイナンバーカードの安全性の周知等

（前略）

金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

6. マイナンバーの利活用の推進

（2）マイナンバー法等に基づくマイナンバーの利活用等

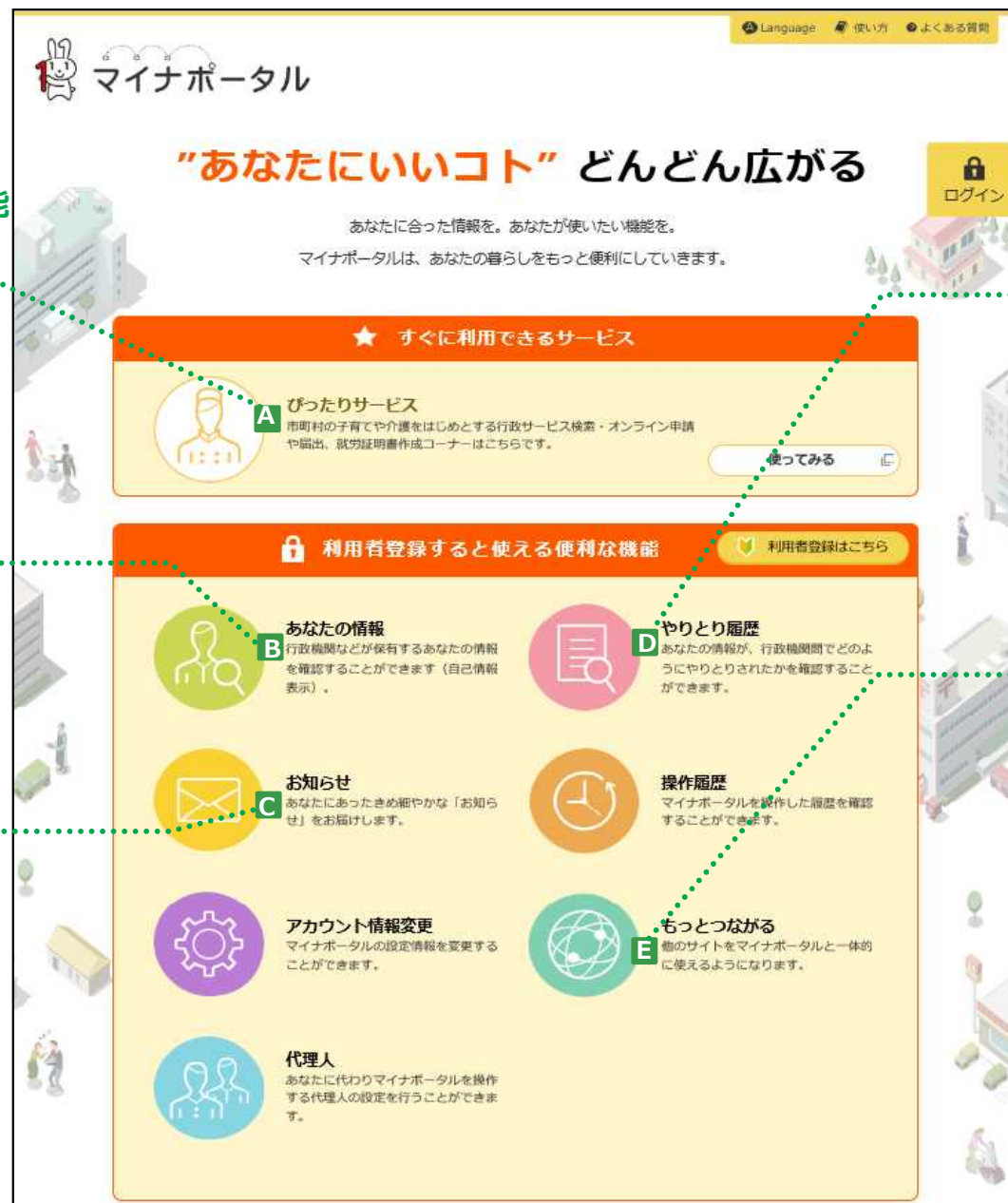
（前略）

今後ともマイナンバー法の着実な実施を図るため、金融機関における預貯金付番ガイドラインの遵守の徹底等を行うとともに、付番の進捗状況等の必要なフォローアップを行う。また、保険契約者の生前のマイナンバー収集に向けた要請とフォローアップを行う。あわせて、行政機関と金融機関の間のオンライン・ワンストップ化を検討する。

（２） デジタルガバメントの基盤となる マイナポータル

マイナポータルで提供しているサービス

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。



A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

マイナポータルを利用するためには・・・

マイナポータルを利用するためには、マイナンバーカードと、カードリーダーなどのカードを読み取るデバイスの準備が必要。

○ マイナンバーカード

マイナポータルにログインする際には、本人確認のため、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを読み取る必要。



マイナンバーカード

○ カード読み取りデバイス

マイナンバーカードを読み取るため、カードリーダーなど、カードの読取機能を備えたデバイスの準備が必要。

さらに、カードリーダーがなくとも、Android79機種（6月28日現在）については、スマートフォンをカードリーダーの代わりにしてマイナポータルにログインすることが可能となっている（一部のiPhoneについては年内対応予定）。



カードリーダー



NFCモデル
スマートフォン

○ マイナポータル利用端末の拡大

利用者端末については、PC以外にも、順次NFC対応のスマートフォンやタブレット、TV、コンビニ端末、公共機関端末からも利用できるよう整備。

順次拡大



スマートフォン



タブレット



TV



コンビニ端末



公共機関

iPhoneのマイナンバーカード対応

10月中旬以降、iPhone 7以降でマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルへのログインやぴったりサービスでの電子申請等を行うことができるようになりました。

マイナポータルへログイン



App Storeから
アプリをダウン
ロード



マイナポータルAP対応サービスで
利用可能！



ぴったりサービスで電子申請



マイナンバーカード読み取り

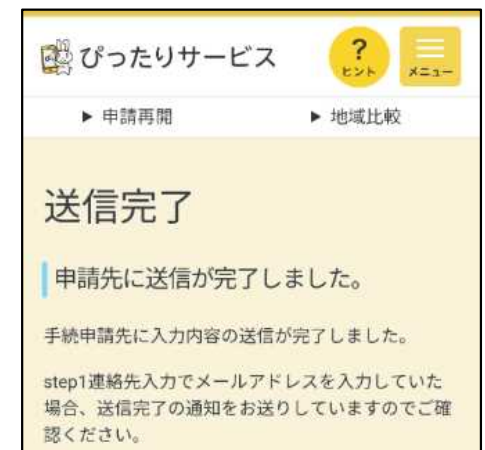


マイナポータルAP対応のサービス拡大中です！

ログイン完了



電子申請完了



iPhoneからマイナポータルを利用する方法

＜電子署名＞ –10月21日から利用可能–



＜マイナポータルへのログイン＞ –11月5日から利用可能–



マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数

Android 8 3機種※ (2019年10月1日現在)

※事業者ごとに計上

2018年

【シャープ製】

ドコモ 2 機種、au 2 機種、ソフトバンク 2 機種、Y!mobile 1 機種、UQ 1 機種、MVNO 2 機種



【サムスン製】

ドコモ 4 機種、au 3 機種



【ソニー製】

ドコモ 4 機種、au 3 機種、ソフトバンク 2 機種



【富士通製】

ドコモ 2 機種



【トリニティ製】

SIMフリー 1 機種



2019年

【シャープ製】

ドコモ 1 機種、au 1 機種、ソフトバンク 2 機種、楽天モバイル 1 機種、MVNO 2 機種



【富士通製】

ドコモ 1 機種、ソフトバンク 1 機種



【京セラ製】

au 2 機種



【ソニー製】

ドコモ 2 機種、au 1 機種、ソフトバンク 1 機種、楽天モバイル 1 機種、



【サムスン製】

ドコモ 3 機種、au 3 機種、UQ 1 機種、JCOM 1 機種



2016年及び2017年に発売された対応スマートフォンは以下のとおり (数字は機種数)

・2016年 【シャープ製】ドコモ 1、au 2、ソフトバンク 1、MVNO 1 【富士通製】ドコモ 2

・2017年 【シャープ製】ドコモ 2、au 3、ソフトバンク 3、Y!mobile 1、UQ 3、J:COM 1、MVNO 2 【富士通製】ドコモ 4 【ソニー製】ドコモ 2、au 1、ソフトバンク 1

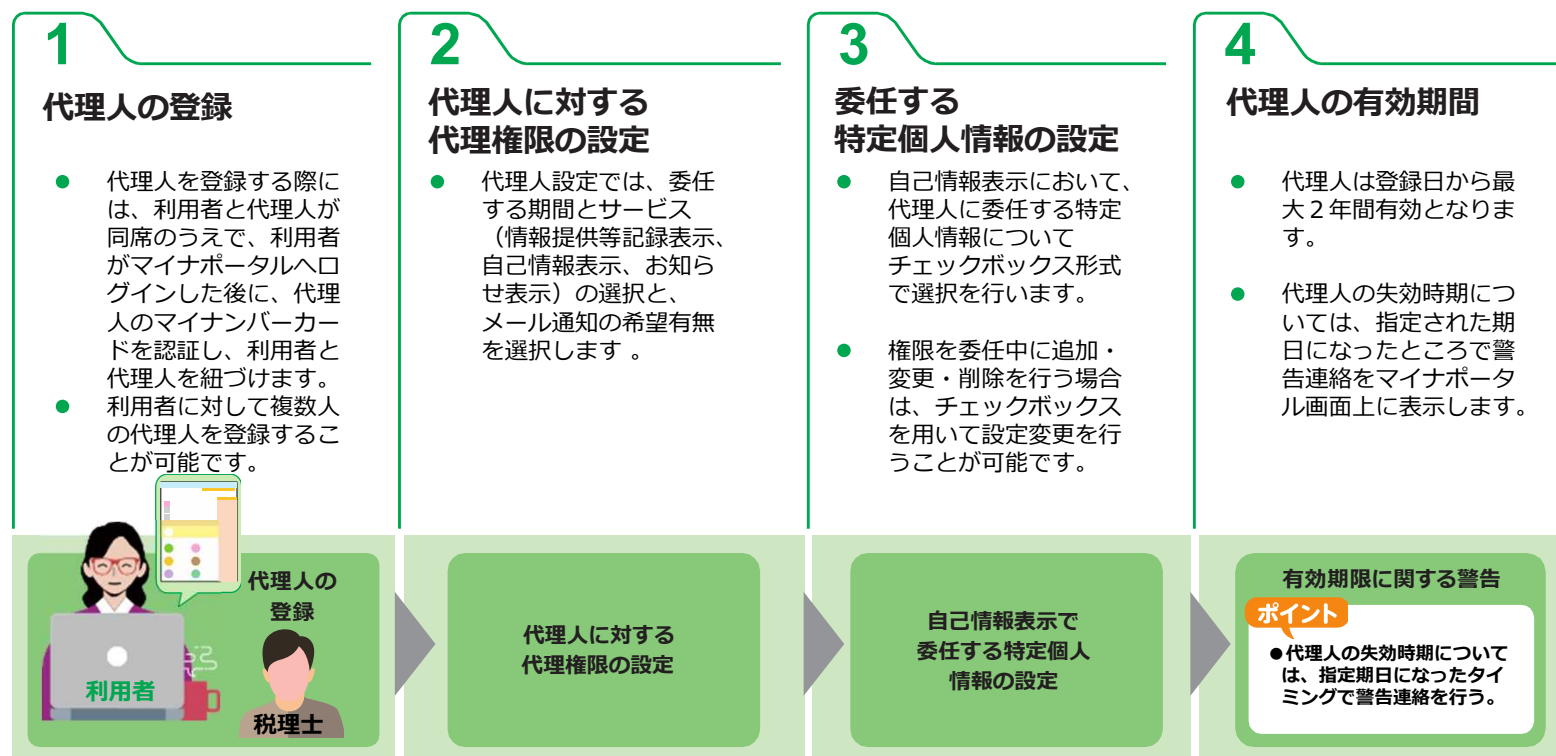
マイナポータルの代理人による利用について

マイナポータルで本人と代理人が同席のもと代理人権限を設定することにより、代理人によるサービスの利用代行が可能となる。

税理士も、顧客から代理権限を設定されれば、顧客の自己情報を確認できるようになる。

現在、税理士会の要望を受け、令和2年分の確定申告に向け、税理士と顧客が遠隔地にいても、税理士会が用意するウェブサイトを通じ、マイナポータルの代理設定を行えるよう検討を行っている。

さらに、民間税務ソフトウェア等が、国税庁のマイナポータル連携プラットフォーム及びマイナポータルAPIを通じて、確定申告等に必要なデータ(令和2年分からは控除証明書等データ、令和3年分からは医療費データ)を取得可能とするための機能を開発中。



これからはマイナポ連携の時代！

3. 税務手続等の簡素化

マイナポータルと外部サイト(e-Tax等)との連携について

マイナポータルのアカウントと外部サイトのアカウントを「シングルサインオン」により連携させることで、IDやパスワードを入力することなく外部サイトへログインでき、またオンラインでのデータ連携が可能となる。

平成29年1月よりマイナポータルにログインすればシームレスにe-Taxのメッセージボックスが閲覧可能となる認証連携を開始済み。

1

外部サイト(e-Tax等)へのログイン

①連絡先一覧の表示

- 利用者がマイナポータルに登録されている外部サイトの一覧を表示します。
- 連携したい外部サイトにマイナポータル上からアクセス…ログインします。

②属性連携の合意

- 利用者は、マイナポータルのアカウントと外部サイトのアカウントを紐づける連携を行います。利用者の操作により、属性連携の同意処理を経て、マイナポータルと外部サイトのアカウント同士の紐付けが完了します。
- 利用者は、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

2

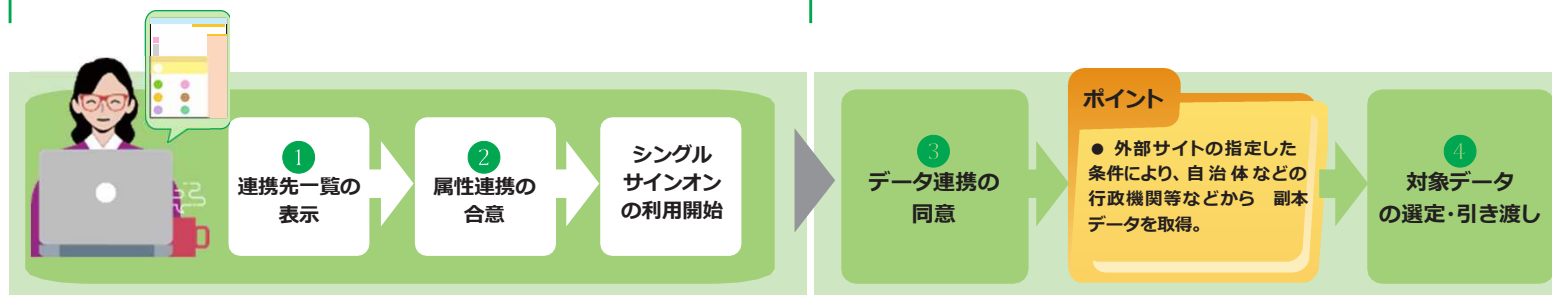
外部サイト(e-Tax等)とのデータ連携

③データ連携の開始指示

- 利用者は、属性連携済の外部サイトを操作し、マイナポータルからのデータ連携の開始指示を行います。
- 利用者は、マイナポータルにログインし、外部サイトからのデータ連携の要求に同意します。

④対象データの選定・引き渡し

- マイナポータルは外部サイトの指定した条件により、自治体などの行政機関等から自己情報などを取得します。
- 利用者は、マイナポータルで取得した自己情報を確認・選定し、外部サイトへ引き渡します。

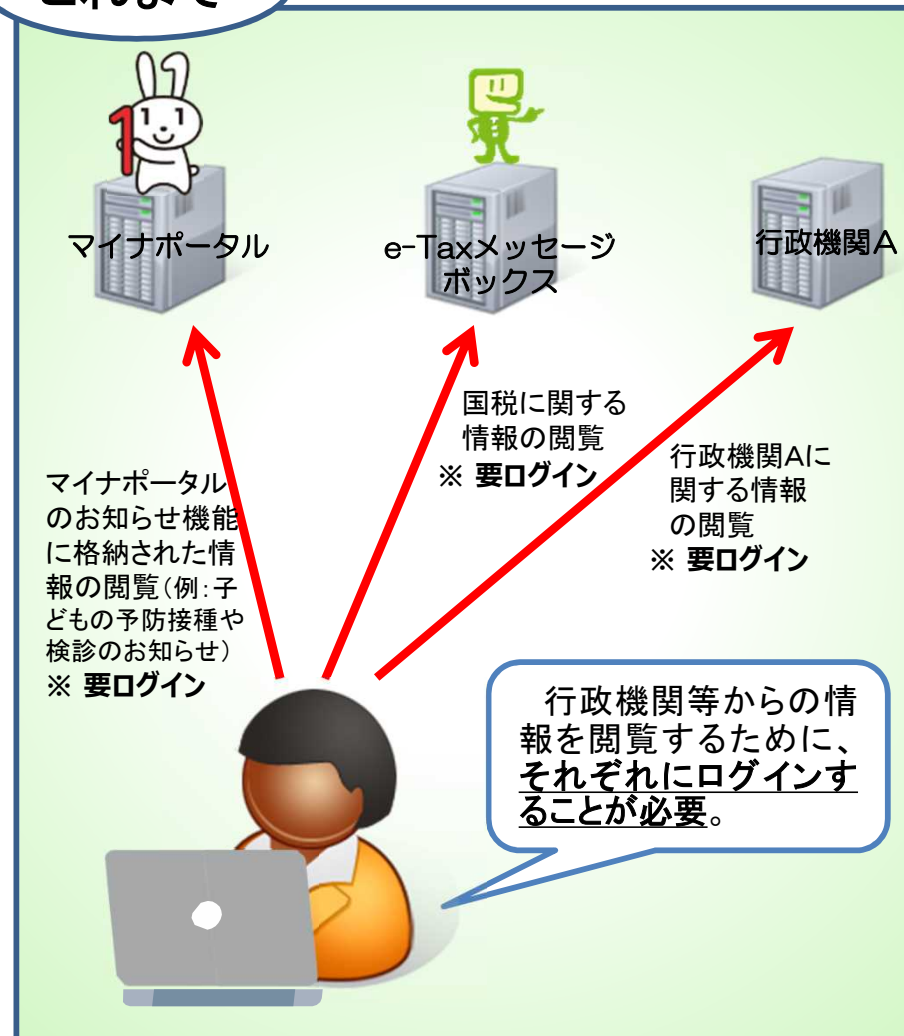


○ 確定申告等に関するマイナポータルのお知らせ機能の積極的活用①

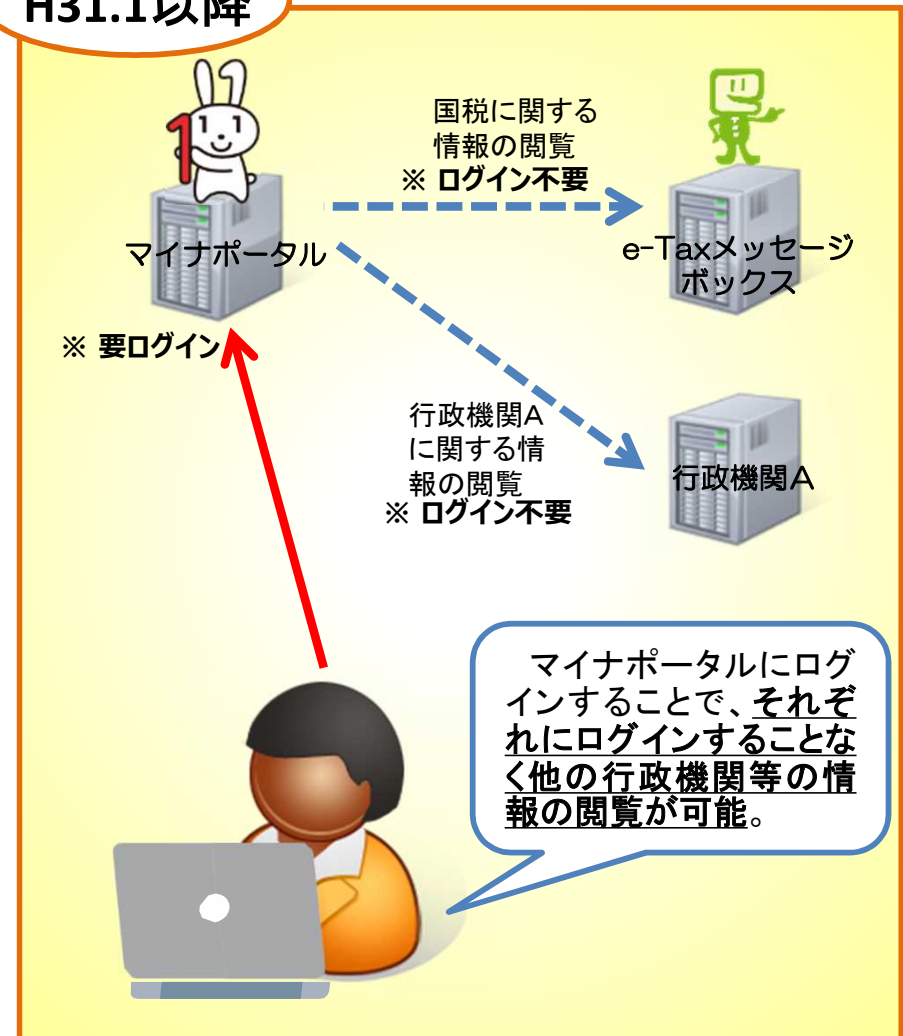
国税庁作成資料

平成31年1月以降、e-Taxメッセージボックスに格納されている情報については、マイナポータルのお知らせ機能を通じて、他の行政機関等からの情報を併せて閲覧が可能。

これまで



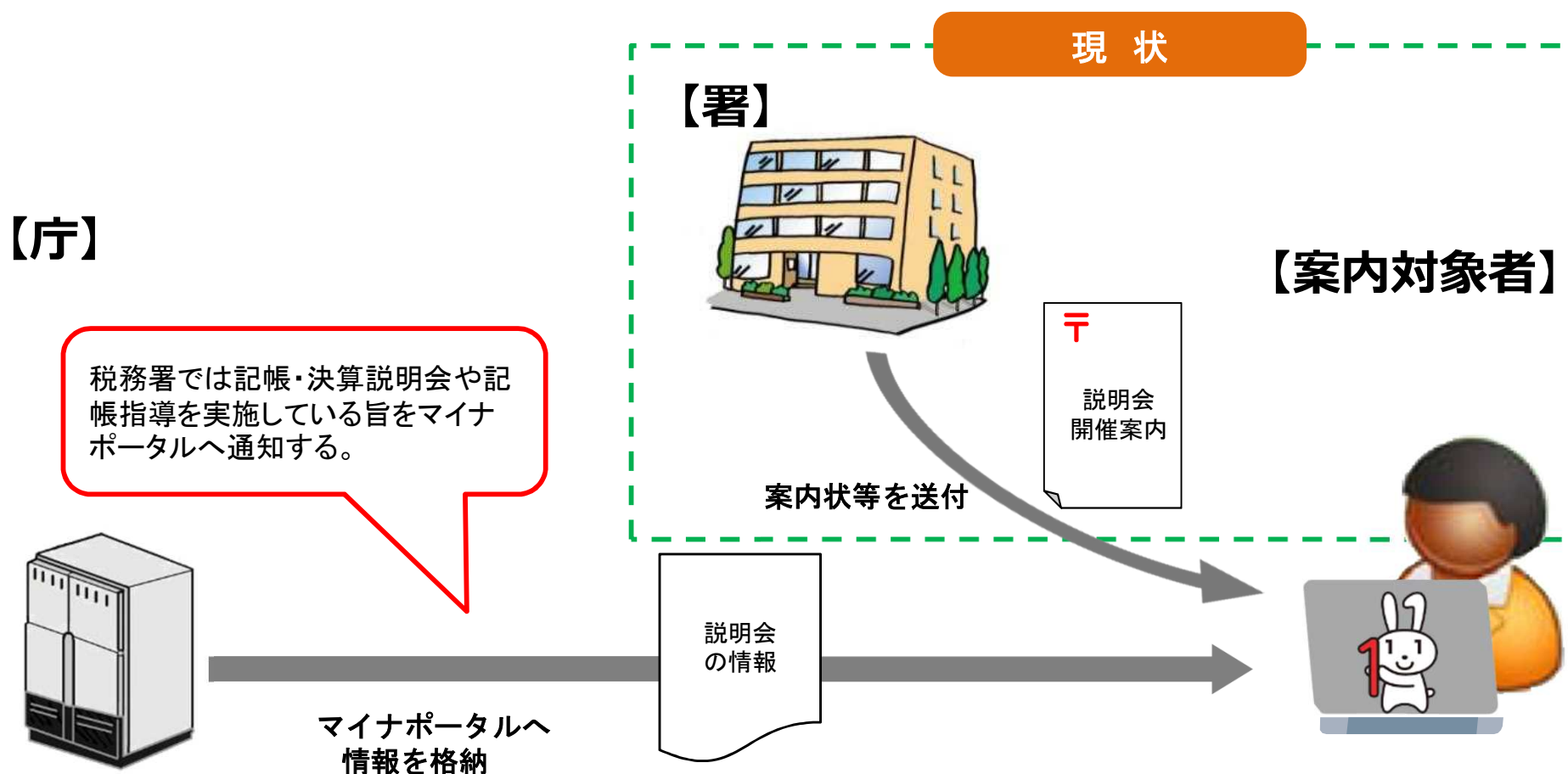
H31.1以降



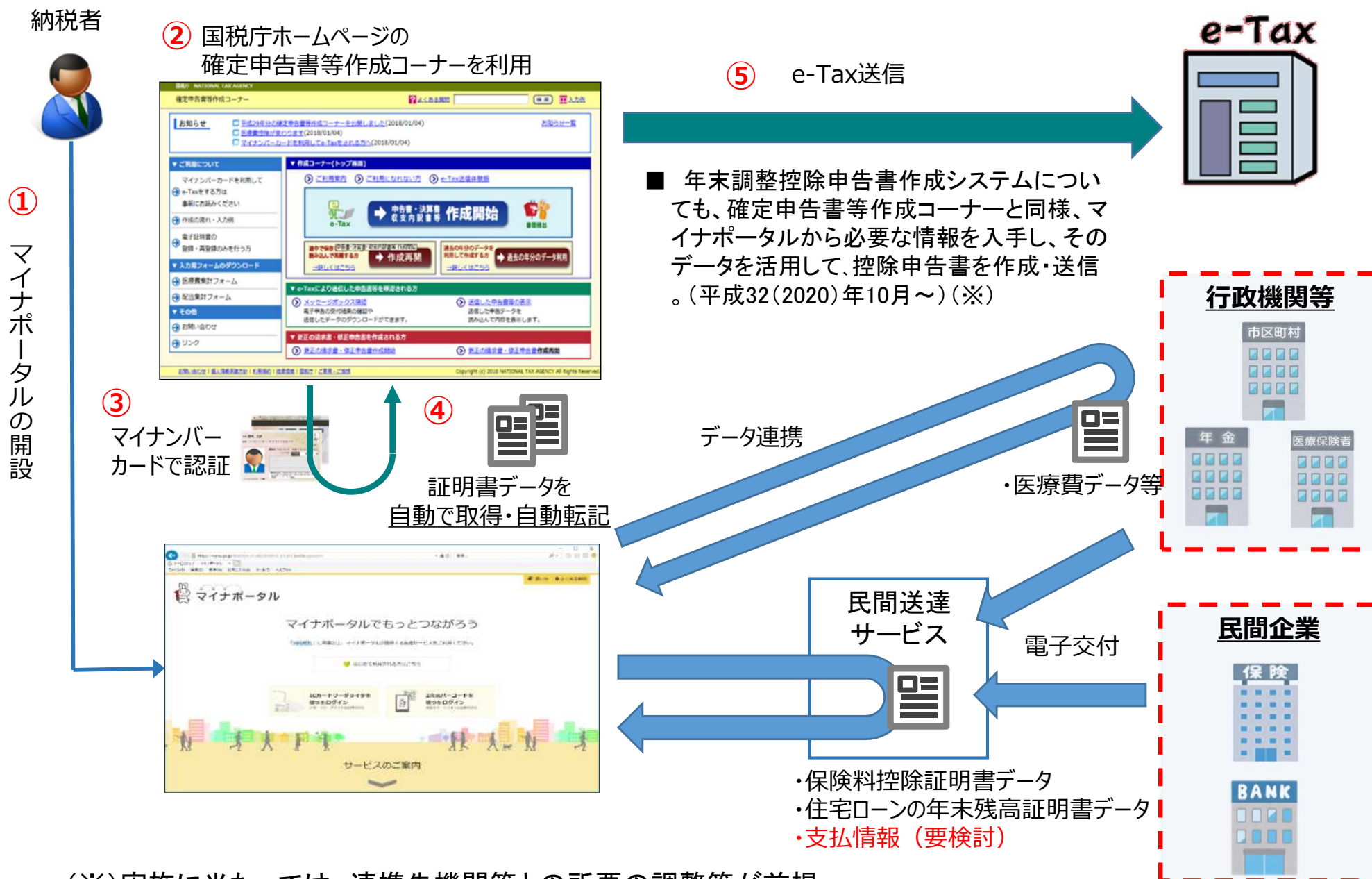
○ 確定申告等に関するマイナポータルのお知らせ機能の積極的活用②

国税庁作成資料

令和元年9月以降、各種説明会の開催案内等を、マイナポータルのお知らせ機能に通知することにより、納税者は、他の行政機関等からの情報と併せて閲覧が可能となる。
⇒ マイナポータルの利便性を享受。



マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)



(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続

国税庁作成資料

マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続開始後(2020年10月～)

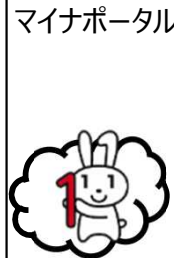
① 保険料控除証明書等発行主体

保険料控除証明書等のデータ発行

電子化対象データ（検討中を含む。）		時期
控除関係	生命保険料控除証明書	2020.10
	地震保険料控除証明書	
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	
	年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書	
収入関係	寄附金受領証明書	2021.1
	特定口座年間取引報告書	

保険料控除証明書等データの自動入力

民間送達サービス等



入手したデータを
控除申告書の所定
の項目に自動入力

簡単な操作で
証明書等の
データを一括取得

②-1 年末調整(従業員)

年末調整に係る保険料控除申告書等データの作成・提出



控除申告書作成用のソフトウェアを
国税庁から提供

③ 年末調整(雇用主)

年末調整に係る保険料控除申告書等データの受領・保管(システム利用)



検算等の
作業が簡素化
書類の保管
は不要

②-2 確定申告(納税者)

e-Taxによる提出



入手したデータを
確定申告書の所定
の項目に自動入力

④ 税務署

確定申告書データの受領

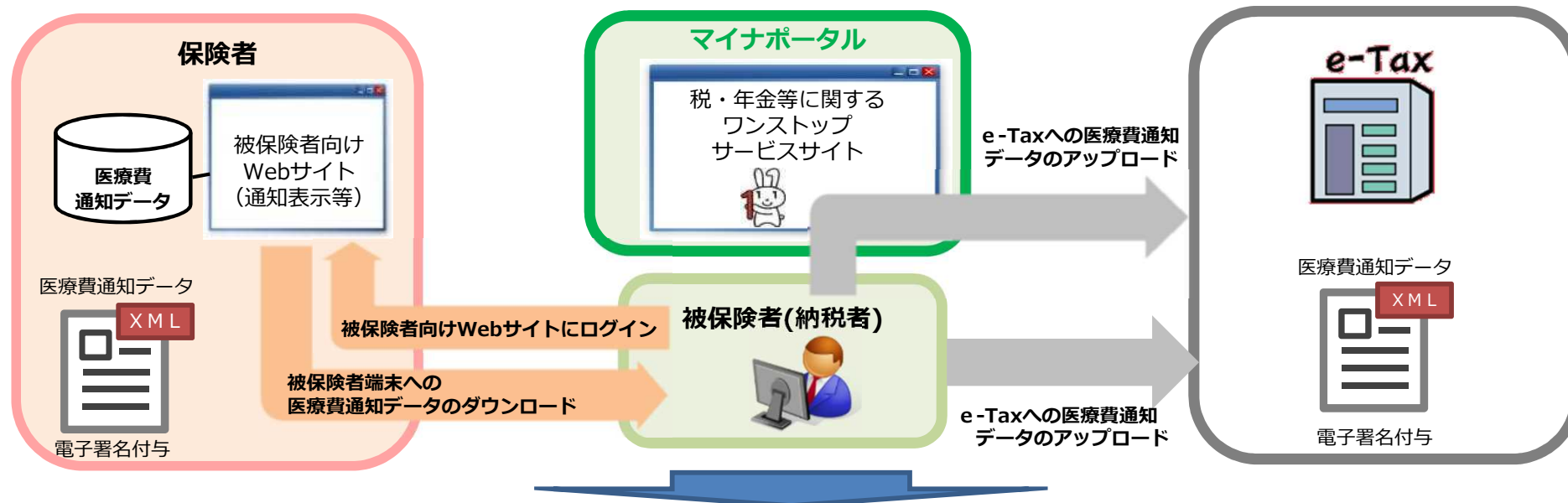


※ 電子化対象データは、税制改正の状況などを踏まえて順次拡大予定。

○マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化

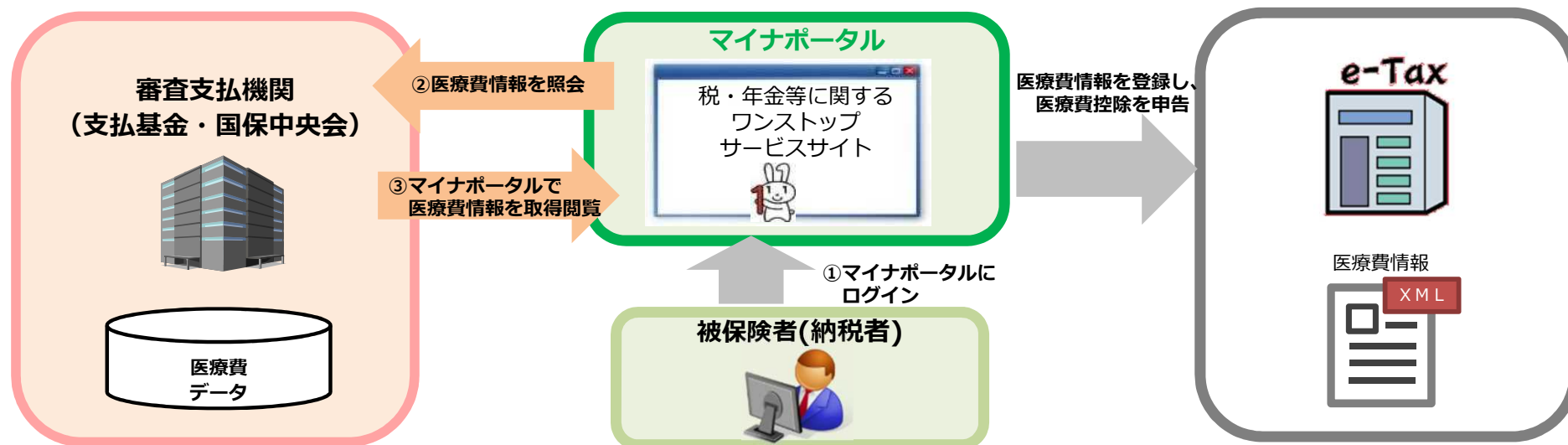
1 現状

平成29年分確定申告（平成30年1月～）については、被保険者が、各保険者の開設するWebサイトより医療費通知をダウンロードし、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式により対応。（平成29年確定申告向けに、171健康保険組合がシステム改修を実施）



2 簡素化後

被保険者（納税者）がマイナポータルを通じて、医療費情報を閲覧・取得できるようにするとともに、e-Taxを利用して確定申告する際に、取得した医療費情報データを活用できるようにすることで、医療費控除の申告手続きの簡素化が図られるよう検討中。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式^(注)の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

(注) ID・パスワード方式は、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

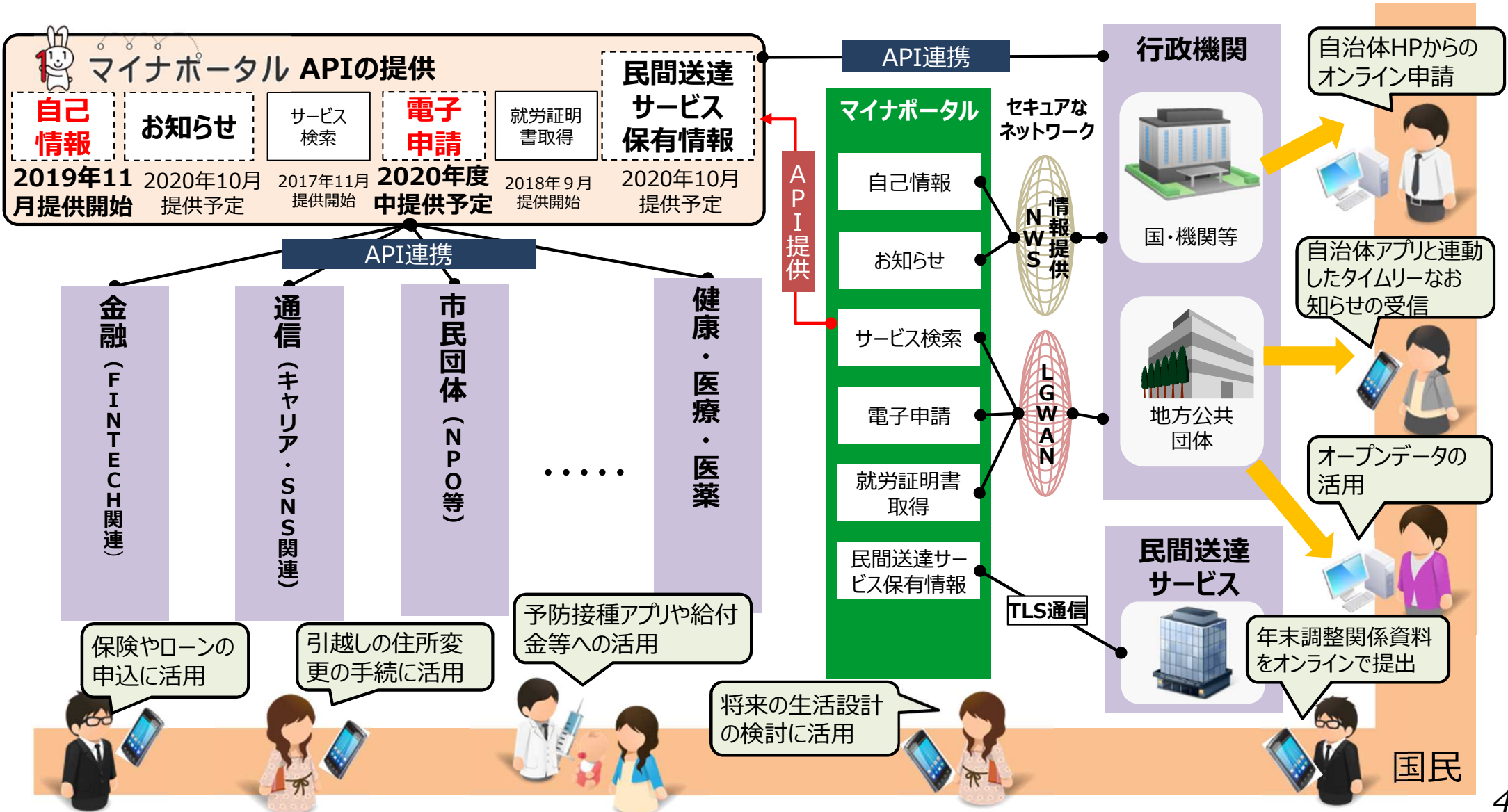
確定申告

検索

マイナポータルAPIで新たに実現されるサービス

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

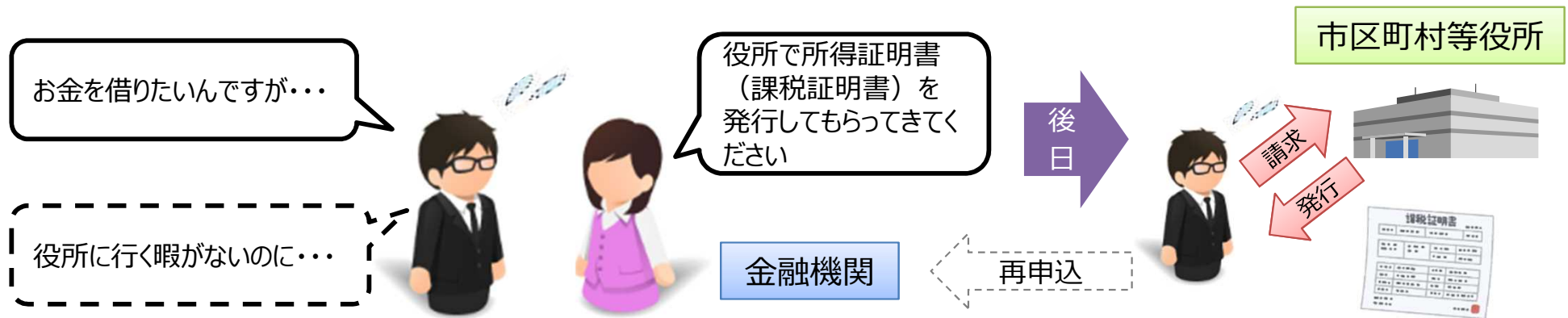
※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。



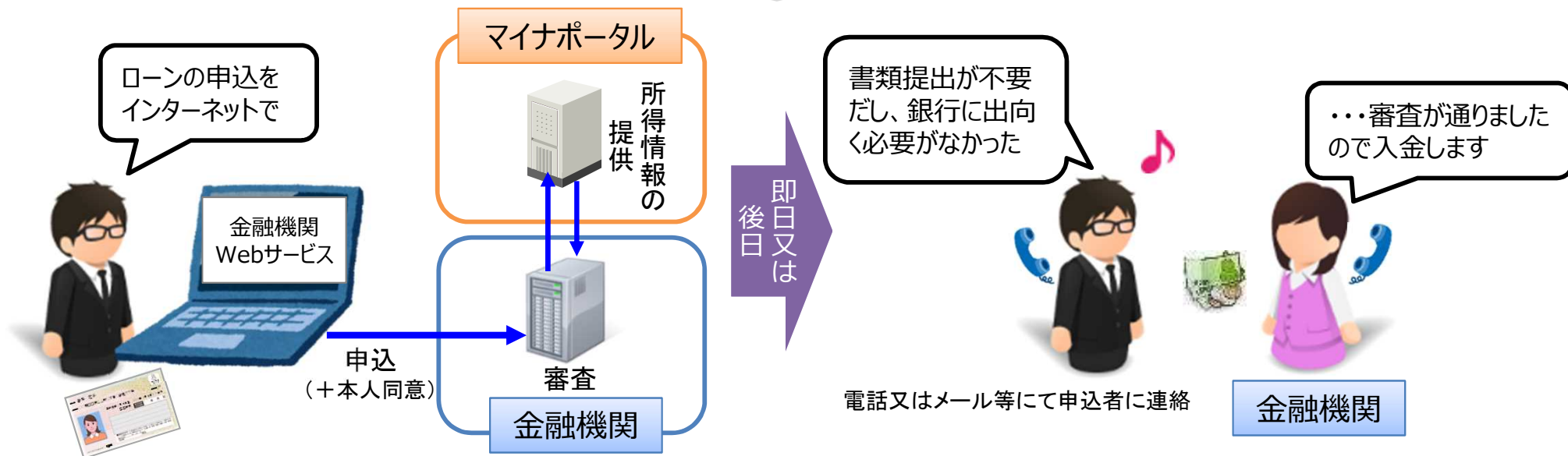
A P I の利用例：ローン契約が簡単かつスピーディーに

ローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能。

現状



A P I 利用



マイナポータルの自己情報取得APIで取得できるようになる特定個人情報の一覧①

No.	分野名	分野 詳細名	自己情報番号	情報の内容
1	世帯情報	世帯情報	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
2	税	地方税	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
3	社会保障 (健康・医療)	医療保険	3-1	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
			3-2	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			3-3	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
		予防接種	3-4	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
		健康・医療その他	3-5	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-6	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-7	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-8	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
			3-10	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-11	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-12	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-13	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-14	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-17	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-18	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-19	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
			3-20	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

マイナポータルの自己情報取得APIで取得できるようになる特定個人情報の一覧②

No.	分野名	分野 詳細名	自己情報番号	情報の内容
4	社会保障 (子ども・子育て)	子ども・子育て支援	4-1	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
			4-2	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
		母子家庭等関係	4-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
			4-4	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
			4-5	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報
			4-6	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
		母子保健	4-7	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
			4-8	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
		教育・就学支援	4-9	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報
			4-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報
		子ども・子育てその他	4-11	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報
5	社会保障 (福祉・介護)	障害保健福祉	5-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
			5-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報
			5-3	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
			5-4	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
			5-5	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報
			5-6	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報
			5-7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
			5-8	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
		生活保護・福祉一般	5-9	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報
			5-10	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
		中国残留邦人等支援	5-11	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
			5-12	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
		介護・高齢者福祉	5-13	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報

マイナポータルの自己情報取得APIで取得できるようになる特定個人情報の一覧③

No.	分野名	分野 詳細名	自己情報番号	情報の内容
6	社会保険 (雇用・労働)	雇用	6-1	雇用保険法による給付の支給に関する情報
			6-2	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報
			6-3	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報
			6-4	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
		労災補償	6-5	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報
			6-6	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
7	社会保険 (年金)	年金・日本年金機構関係	7-1	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報
			7-2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報
			7-3	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
			7-4	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報
			7-5	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報
			7-6	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			7-7	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
			7-8	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報
			7-9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報

各種ワンストップサービスの展開について

子育てワンストップ

- ・平成29年7月からサービス検索を開始。
- ・平成29年10月からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請を開始。

介護ワンストップ

- ・平成31年4月から一部の自治体でサービス開始。

被災者支援ワンストップ

- ・平成31年3月にガイドライン公開。

障害（児）ワンストップ

- ・所管省庁においてガイドライン等を検討中。

引越ワンストップ

- ・所管省庁において検討中。

死亡相続ワンストップ

- ・令和2年度から順次サービスを開始するとされている。
- ・市区町村への申請についてマイナポータル（ぴったりサービス）の機能活用を想定。

あらゆる分野におけるワンストップ （トータル・ワンストップ）

- ・市区町村は、特定分野のワンストップ実現のために行ったシステム対応を、あらゆる分野のワンストップで活用できる。
→ マイナポータルで、あらゆる分野の手続の検索・電子申請を迅速・安価・簡単に実現することが可能。

【先進事例】三条市

法人設立ワンストップ

- ・令和2年1月から法人登記後手続のワンストップ化
- ・令和2年度中に法人登記手続からのワンストップ化

社会保険・税手続ワンストップ

- ・令和2年11月頃から順次拡大

各ワンストップ施策の実施時期等について

- マイナポータルを通じて実施が可能となる各種ワンストップサービスについては、2019年度から順次開始予定（各施策の開始時期及びマイナポータルと関連システムの直接接続による連携開始時期は下図のとおり）
- これらのサービスに共通するマイナポータルに係る申請APIについて、ドラフト版を7月に公開（申込みは内閣府ウェブサイトから）。

		2019年度	2020年度			2021年度
		2020年1月	2020年4月	2020年11月頃	未定（2020年度）	未定
		法人設立ワンストップ （登記後の手続）	社会保険手続での ID・PW利用	社会保険・税手続の ワンストップ（フェーズ1）	法人設立ワンストップ （登記を含む全手続）	社会保険・税手続の ワンストップ（フェーズ2）
社会保険オンラインシステム （年金）	厚労省 年金局	◎	○	○	○	※処分通知等への 活用についても検討
ハローワークシステム （雇用保険）	厚労省 職業安定局	◎	○	○	○	
労働保険適用徴収システ ム（労働保険）	厚労省 労働基準局	◎	—	—	○	
各健保組合システム （健康保険）	厚労省 保険局	—	×	◎	○	
e-Tax （国税）	国税庁	◎	—	○	○	
eLTAX （地方税）	総務省	◎	—	○	○	
登記供託オンラインシステム （法人設立登記）	法務省	×	—	—	◎	
法人認証基盤	経産省	×	◎	○	○	
実現するサービス的方式 （ワンストップ／コネクテッド・ワンストップ／ 官民のデータ共有）		ワンストップ			コネクテッド・ワンストップ	官民のデータ共有

申請者

↓

申請先
機関A

申請先
機関B

申請先
機関C

申請者

↓

申請先
機関A

申請先
機関B

申請先
機関C

この範囲のマイナポータルに係る申請APIを公開

◎：マイナポータルとの直接接続を完了し、申請データの送付を開始する。
 ○：既にマイナポータルとの直接接続は完了。対象手続の申請データを送付する。
 ×：マイナポータルとの直接接続が未了のため対象手続の申請データは送付しない。
 —：施策の対象外。

マイナポータルの申請APIの機能概要と公開スケジュールについて

- マイナポータルの申請APIの機能概要と公開スケジュールは以下の通り。
- あらかじめ、仕様書のドラフト版を公開することで、システム開発事業者様からのご意見をいただくとともに、事業者様でのシステム開発期間を確保する予定。
- 仕様書は、以下のページから取得申込が可能。なお、今後はデジタルPMOから取得可能とする予定。
「内閣府ホームページ > マイナンバー（社会保障・税番号制度） > 対象者別メニュー > ソフトウェア開発業者の方へ（マイナポータルAPI提供）」
(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/business/developer.html>)

マイナポータルの 申請APIの バージョン	マイナポータルの申請APIに実装する機能概要（予定）		
	対象手続	申請XMLの形式（※1）	本人確認・認証
1.0	・ 法人設立関連手続	・ マイナポータル専用形式	・ 公的個人認証の電子証明書 ・ 法人共通認証基盤のID・PW認証 （利用は2020年4月以降）
1.1	・ 採用・退職等に係る一部の 社会保険手続にも対応	・ 既存のeGov形式にも対応	－
1.2	・ 従業員のライフイベントに係る一部の 社会保険・税手続にも対応（※2）	・ 既存のe-Tax、eLTAX形式にも対 応	・ 社労士や税理士の電子証明書に対 応

（※1）各手続の申請XMLファイルをマイナポータルへ送付する際、マイナポータルで受付可能とするXMLファイルの形式を指す。既にe-Tax、eLTAX、eGovの各申請XML形式に対応しているシステム開発事業者様向けに、1.1版では、既存のeGov形式に、1.2版では、既存のe-Tax、eLTAX形式にも対応する。

（※2）対象手続については、P8～10を参照。

2019年		2020年				2021年
7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
▼ 1.0ドラフト版公開 （2019年7月）	▼ 1.0版公開 （2019年10月頃）	法人設立関連手続のワンストップ申請 （2020年1月頃～）				
	▼ 1.1ドラフト版 公開 （2019年10月頃）	▼ 1.1版公開 （2020年1月頃）	社会保険手続の一部について、法人共通認証基盤の ID/PWを用いた申請（2020年4月～）			
			▼ 1.2ドラフト版公開 （2020年春頃）	▼ 1.2版公開 （2020年夏頃）	社会保険・税手続のワンストップ申請 （2020年11月～）	

企業が行う従業員の社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化等の推進

現状の課題

- デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等の取組（デジタル・トランスフォーメーション）が世界的に進行する中、企業が行う社会保険・税に関する我が国の行政手続については、以下のような課題があり、企業の負担となっている現状がある。
 - ・そもそもオンライン申請等に対応していない手続が存在する。
 - ・企業が従業員に関する社会保険・税手続を行う場合のオンライン申請等の窓口が、社会保険関係が**e-Gov**、国税関係が**e-TAX**、地方税関係が**eLTAX**と独立して存在し、API等もそれぞれ公開している。
 - ・複数の手続を行うにあたり、氏名等の同一情報も複数回提出させている。
 - ・企業において電子的に管理している情報を紙等に出力した上で申請等を行い、行政機関等で再度電子化している場合も見られる。

対応方針

- 以下の方針の下、社会保険・税手続のオンライン化・簡便化を実現し、企業の負担軽減・生産性向上等を図る。

①行政手続のデジタルでの完結

企業が行う従業員のライフイベント（採用・退職等）に伴う社会保険・税手続について、手続をデジタルで完結させ、一つのオンライン申請等の窓口から複数手続をワンストップで一括して受け付ける。

→ **社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化（フェーズ1）**

②データ共有による業務効率化

企業は、その業務上のデータを土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにすることで、行政手続のために行っている企業の負担を軽減するとともに、社会全体としてデータの共同利用の促進・重複管理コストの削減を目指す。

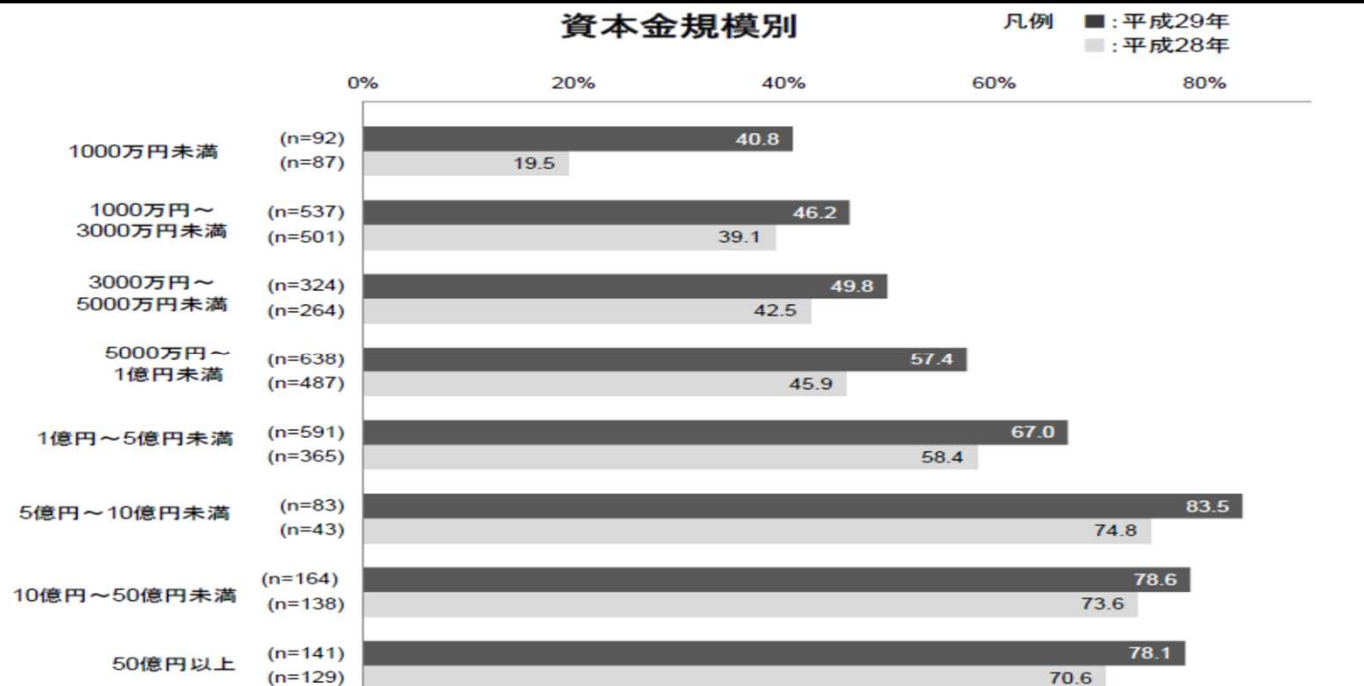
→ **企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画（フェーズ2）**

企業によるクラウドサービスの利用

クラウドサービスの利用状況の推移

○クラウドサービスを利用する資本金50億円以上の企業の割合は、平成29年では78.1%となり、平成28年の70.6%から7.5ポイント上昇。

○クラウドサービスを利用する資本金1000万円未満の企業の割合も、平成29年では40.8%となり、平成28年の19.5%から21.3ポイント上昇。



出典:「総務省「平成29年通信利用動向調査の結果(概要)」

(4)クラウドコンピューティングサービスの利用状況 図表3-8 「産業別・資本金規模別クラウドサービスの利用状況」

クラウドサービスを利用するメリット

○企業が給与・財務会計・人事業務を行う際、ダウンロード型ソフトが従来から利用されてきたが、近年では、中小企業や個人事業主を含む企業全体において、クラウドサービスの利用が拡大している。

○クラウドサービスにより財務会計業務を行う場合、一般的に、企業にとって以下のようなメリットがあるとされる。

- ・通常、企業はデータのバックアップを意識する必要がないほか、クラウドサービスでは、常に最新のセキュリティ対策が講じられたクラウドサーバーを利用できる。

- ・クラウドサービスでは、銀行口座の入出金やクレジットカードの取引履歴などの情報入力についてもデータ連携により自動的に反映されるサービスも提供されている。

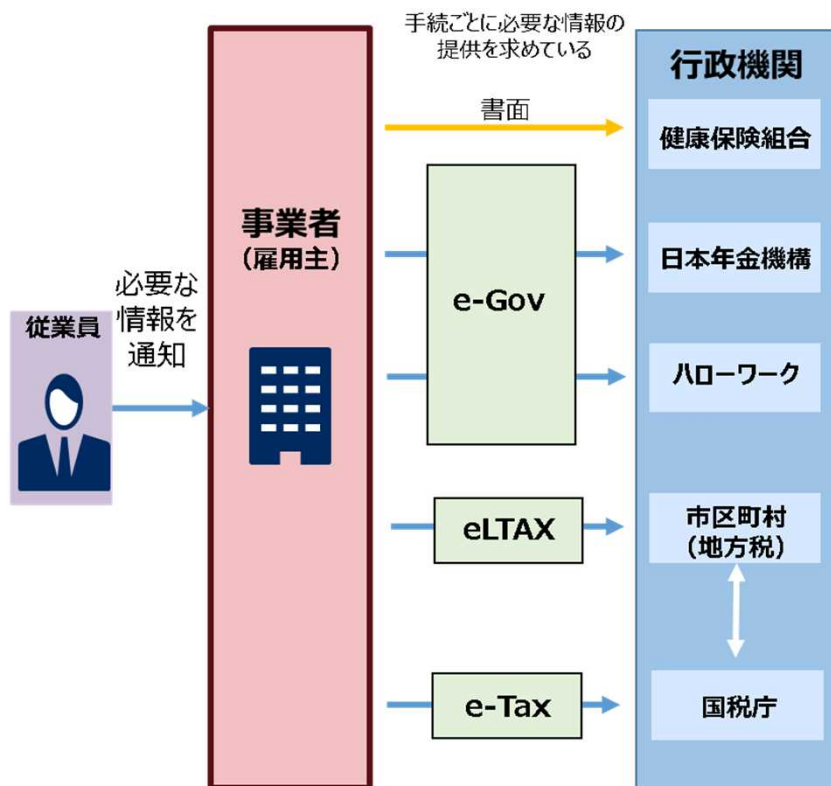
フェーズ1：企業が行う従業員の社会保険・税手続きオンライン・ワンストップ化

○企業が行う従業員のライフイベント（採用・退職等）に伴う社会保険・税手続きについて、マイナポータルを通じ、複数手続きをワンストップで受け付ける仕組みを構築する。

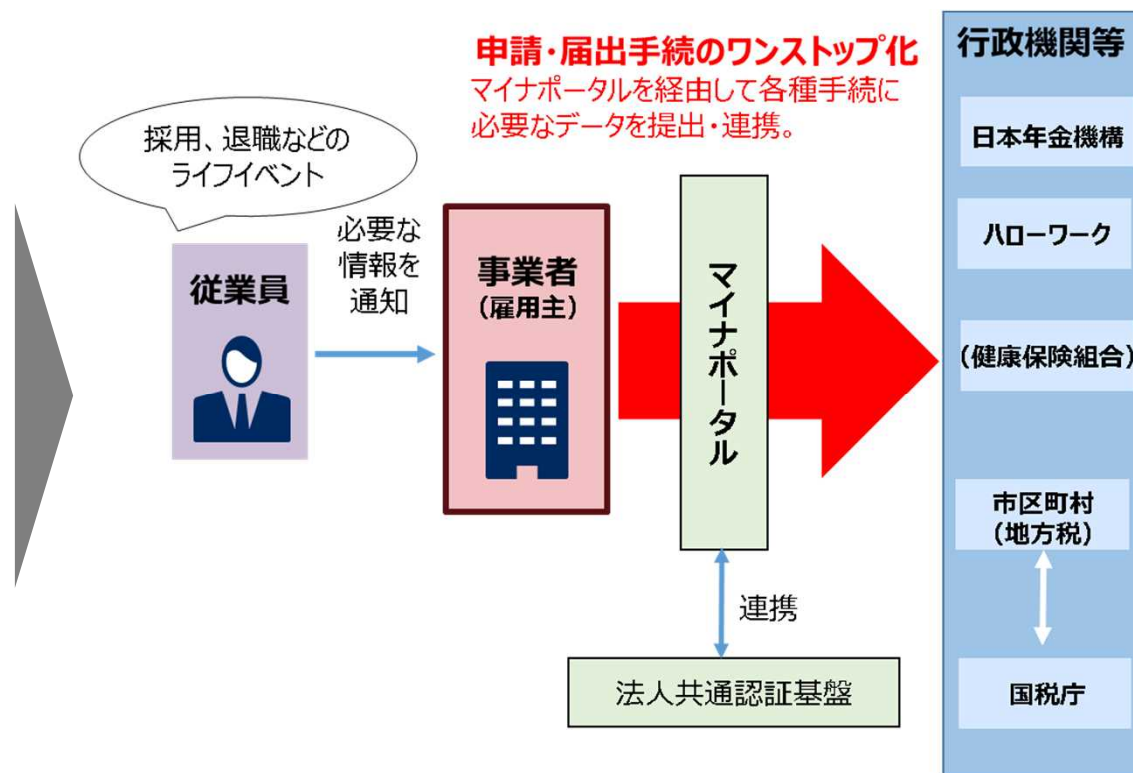
＜具体的な手順の流れ＞

- ①企業は、**年金事務所、医療保険者、ハローワーク、税務署、地方公共団体の税務部局**に対して提出される**申請等**について、従業員の採用、退職等のライフイベントごとに、**マイナポータルのAPIを利用して複数手続きを一括送信**。複数手続きの共通入力項目を一度の入力で実現できる整理（共通項目化）も実施。
- ②マイナポータルは、手続きごとにデータを生成し、**各行政機関等**に送信。

現状



実現イメージ



(参考) フェーズ1で想定している対象手続①

項番	手続名	手続区別	ライフイベント
1	健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届	社会保険	採用
2	船員保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届	社会保険	採用
3	健康保険 被扶養者（異動）届／国民年金 第3号被保険者関係届	社会保険	採用・氏名変更
4	船員保険 被扶養者（異動）届	社会保険	採用・氏名変更
5	健康保険 厚生年金保険 新規適用届	社会保険	採用
6	船員保険 厚生年金保険 新規適用船舶所有者届	社会保険	採用
7	健康保険 厚生年金保険 任意適用申請書	社会保険	採用
8	健康保険 厚生年金保険 一括適用承認申請書	社会保険	採用
9	厚生年金保険 被保険者種別変更届	社会保険	採用
10	厚生年金保険 高齡任意加入者被保険者資格取得申出書	社会保険	採用
11	高齡任意加入被保険者に係る事業主同意（同意撤回）届	社会保険	採用
12	雇用保険 被保険者資格取得届	社会保険	採用
13	雇用保険 適用事業所設置届	社会保険	採用
14	雇用保険 高年齡雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齡雇用継続給付支給申請書	社会保険	採用
15	雇用保険 高年齡雇用継続給付支給申請書 ※2回目以降分	社会保険	※
16	雇用保険 六十歳到達時賃金証明書	社会保険	採用
17	外国人雇用状況届書	社会保険関連	採用・退職
18	給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書	税	採用
19	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	税	採用
20	青色事業専従者給与に関する届出	税	採用
21	事前確定届出給与に関する届出書	税	採用
22	特別徴収切替届出書	税	採用

(参考) フェーズ1で想定している対象手続②

項番	手続名	手続区別	ライフイベント
23	健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届	社会保険	退職
24	船員保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届	社会保険	退職
25	健康保険 厚生年金保険 適用事業所全喪届	社会保険	退職
26	船員保険 厚生年金保険 不適用船舶所有者届	社会保険	退職
27	健康保険 厚生年金保険 任意適用取消申請書	社会保険	退職
28	雇用保険 被保険者資格喪失届	社会保険	退職
29	雇用保険 被保険者離職証明書	社会保険	退職
30	雇用保険 適用事業所廃止届	社会保険	退職
31	個人事業の開業・廃業等届出（所得税）	税	退職
32	給与所得の源泉徴収票（同合計表）	税	退職
33	退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）	税	退職
34	事業廃止届出	税	退職
35	退職手当金等受給者別支払調書（及び同合計表）	税	退職
36	特別徴収に係る給与所得者異動届出書	税	退職
37	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	税	退職
38	特別徴収票	税	退職
39	給与支払報告書	税	退職
40	退職所得等の分離課税に係る納入申告書	税	退職
41	健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届	社会保険	出産
42	船員保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届	社会保険	出産
43	健康保険 被扶養者異動届	社会保険	出産
44	船員保険 被扶養者（異動）届	社会保険	出産
45	健康保険 厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届・厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	社会保険	出産
46	船員保険 厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届	社会保険	出産
47	船員保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額変更届	社会保険	出産

(参考) フェーズ1で想定している対象手続③

項番	手続名	手続区別	ライフイベント
48	厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了書	社会保険	育児
49	健康保険 厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届	社会保険	育児
50	船員保険 厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）	社会保険	育児
51	船員保険 厚生年金保険 育児休業等取得者終了届	社会保険	育児
52	健康保険 厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届・厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	社会保険	育児
53	船員保険 厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届	社会保険	育児
54	船員保険 70歳以上被用者産育児休業等終了時報酬月額変更届	社会保険	育児
55	雇用保険 休業・所定労働時間短縮開始賃金証明書	社会保険	育児
56	雇用保険 被保険者休業開始時賃金月額証明書	社会保険	育児
57	雇用保険 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書	社会保険	育児
58	雇用保険 育児休業給付金支給申請書 ※2回目以降	社会保険	※
59	雇用保険 介護休業給付支給申請書	社会保険	介護
60	健康保険 厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届	社会保険	氏名変更
61	船員保険 厚生年金保険 被保険者氏名変更訂正届	社会保険	氏名変更
62	国民年金 第3号被保険者関係届	社会保険	氏名変更
63	健康保険 被保険者住所変更届	社会保険	住所変更
64	船員保険 厚生年金保険 被保険者住所変更届	社会保険	住所変更
65	国民年金第3号被保険者住所変更届	社会保険	住所変更
66	雇用保険 被保険者転勤届	社会保険	住所変更
67	介護保険 適用除外等該当届	社会保険	住所変更

(※)「雇用保険 高年齢雇用継続給付支給申請書」及び「雇用保険 育児休業給付金支給申請書」については、2回目以降の申請についても併せて対応できることとする。

フェーズ2：企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

○企業が業務上保有するデータを、クラウド等において土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにする仕組みを構築する。

＜具体的な手続の流れ＞

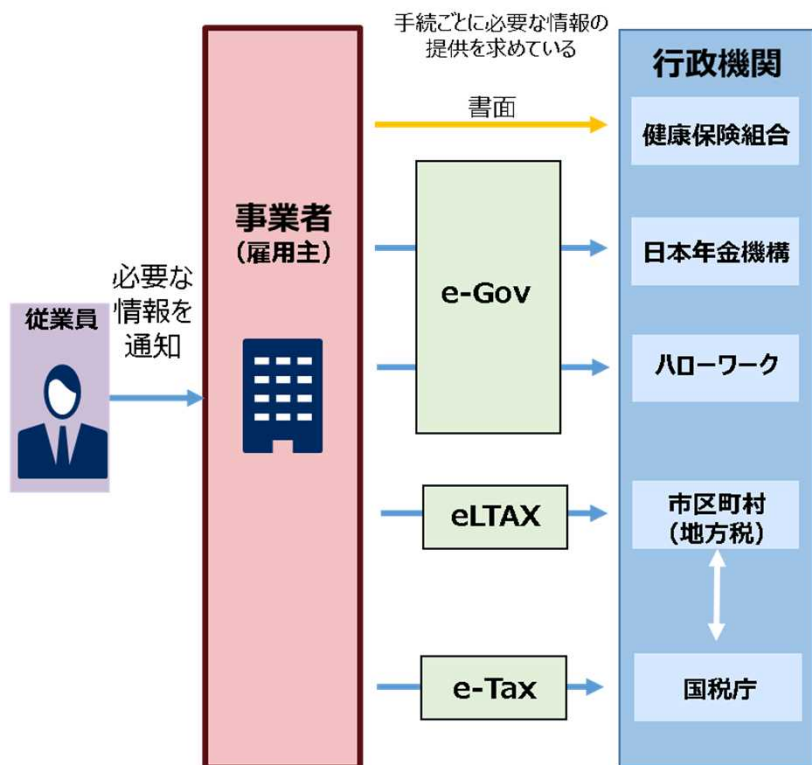
①企業がクラウド等を利用した提出を行う旨の申請等を行った上で、提出期限等の必要なタイミングで提出データを記録。クラウド等は、当該記録と同時に提出がなされた旨の通知を行政機関等へ送信。

②行政機関等は必要なタイミングで当該データを参照。

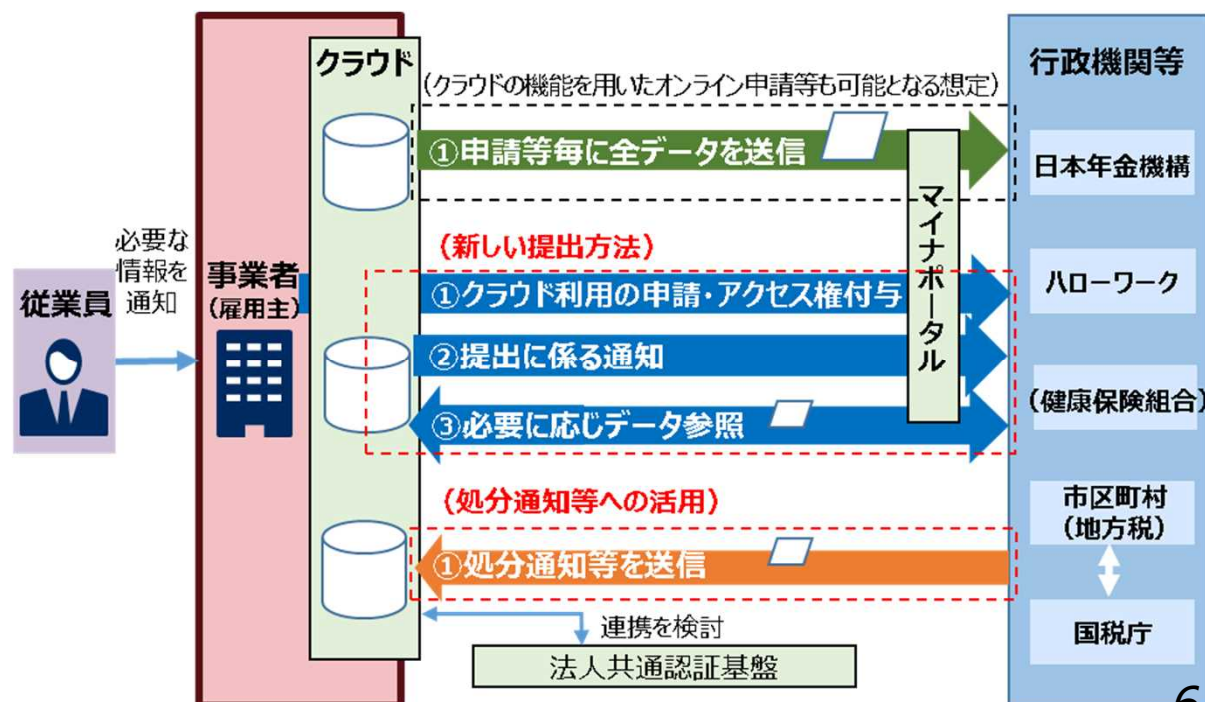
○対象手続については、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で業務改革（BPR）を行いつつ、企業に提出データの保管義務があり、国民の権利義務に直接影響のない申請等から順次開始する予定。

○また、行政機関等による処分通知等への活用も検討。

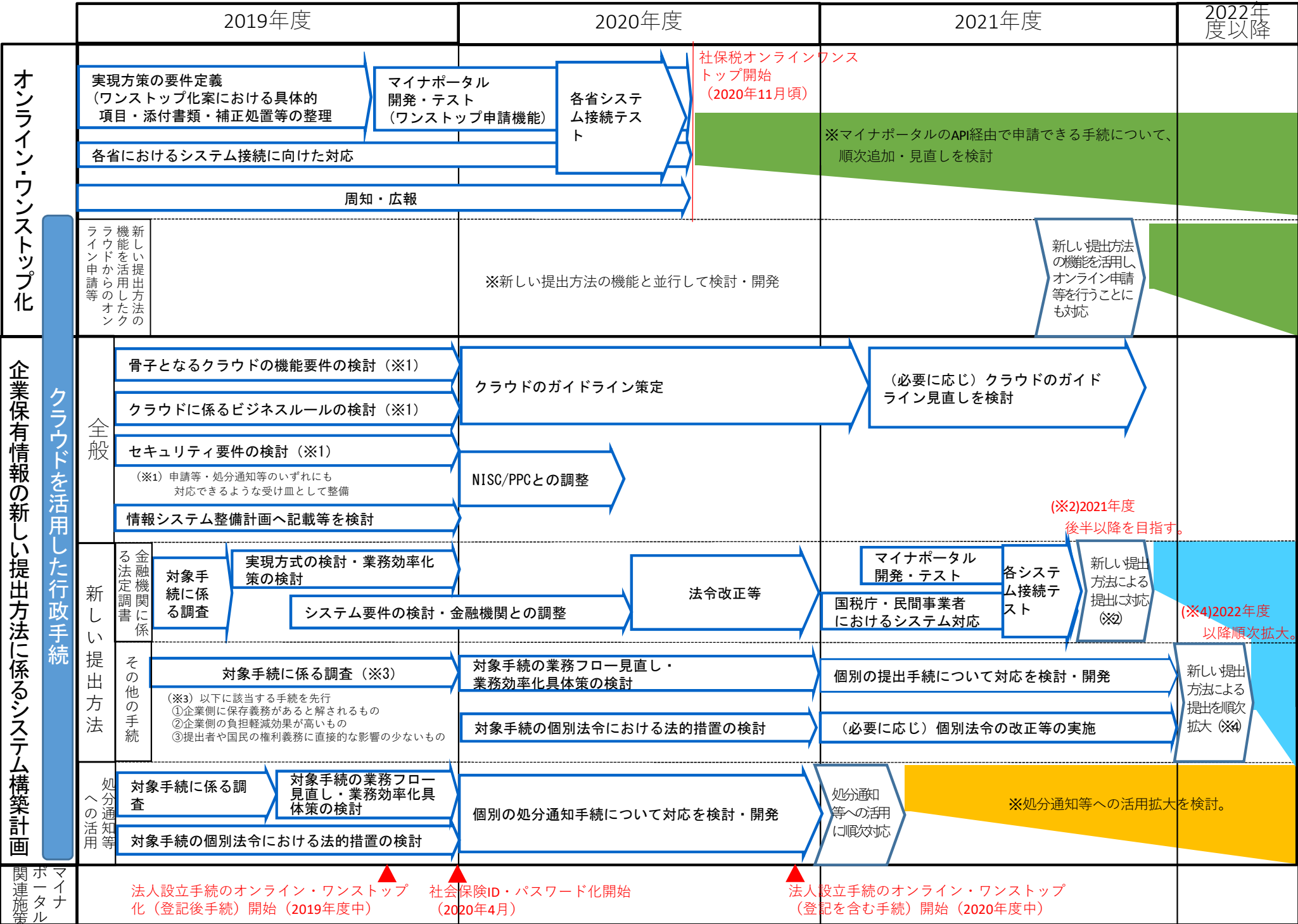
現状



実現イメージ



オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のロードマップ



※本ロードマップにおける「クラウド」については、デジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令において要件を定めることを検討する。

最後に

税務行政の将来像 ～ スマート化を目指して ～

国税庁作成資料

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。
その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

詳しくは、<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm>

納税環境の整備 ～デジタル・ガバメント実現への対応～

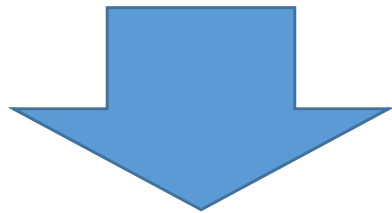
国税庁作成資料

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた政策を取りまとめた政府のIT戦略。

デジタル・ガバメント実行計画

国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現を目指し、具体的な取組や実行の主体性を明確にするために策定。



デジタル手続法
(2019年5月成立)

デジタル化の基本原則

デジタルファースト
個々の手続・サービスが
一貫してデジタルで完結

ワンスオンリー
一度提出した情報を
二度提出することは不要

コネクテッド・ワンストップ
民間サービスを含め複数の手続・サ
ービスをワンストップで実現

財務省デジタル・ガバメント中長期計画（2018年6月策定、2019年6月改定）

政府方針等を踏まえ、デジタル・ガバメント実現に向けた財務省としての中長期計画を策定し、各手続のオンライン化や添付書類撤廃等に向けて取り組んでいる。

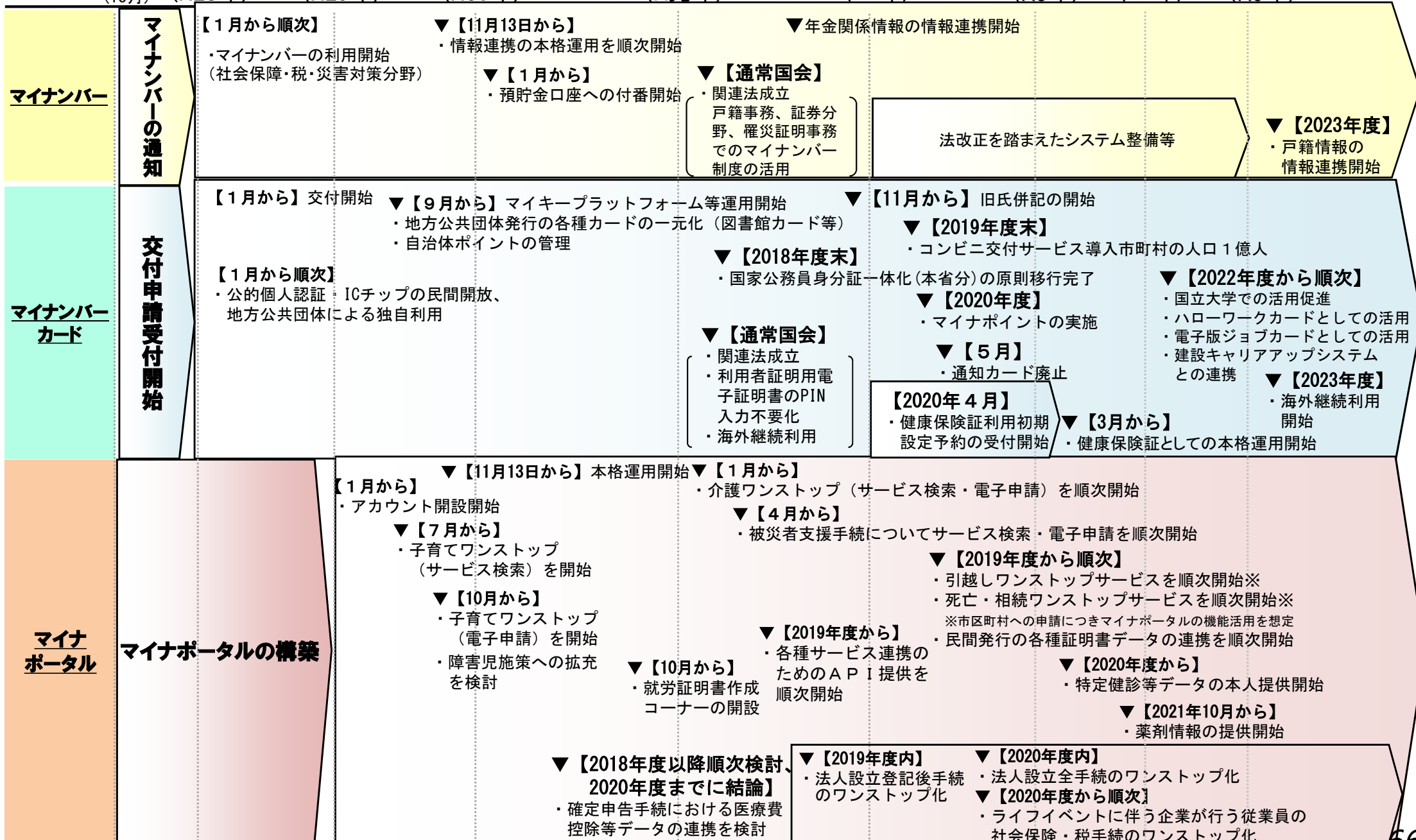
- **利用者中心の行政サービス改革**
 - 手続の制度等の見直し
 - 添付書類の撤廃
 - オンライン化の徹底
 - ワンストップサービス推進への協力 等

- **プラットフォーム改革**
 - 保有データのオープン化
 - APIの整備
 - 標準化共通化の推進 等

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R元.9月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議(令和元年6月4日)決定」等を基に内閣官房において作成。

[illegible]

